

平成 27 年度

# 全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
調査・研究委員会

# 目 次 (平成 27 年度)

I	調査経過	5
II	調査結果 A	6
	1. 定員	6
	2. 現在員	6
	3. 事業所設置年	7
	4. 利用率	8
	5. 年間総開所日数と 1 日あたりの開所時間	9
	6. 職員の数と構成	10
	7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数	13
	8. 夜間職員の勤務状況	14
	9. 施設・事業所の建物の状況	15
	10. 主な加算・減算の状況	16
	11. 虐待防止への対応	18
	12. 短期入所の状況	19
	13. 職員の資格取得・処遇の状況	23
III	調査結果 B	25
	1. 定員と現在員	25
	2. 年齢別施設利用者数	26
	3. 施設・事業在籍年数	29
	4. 障害支援区分等の状況	31
	5. 療育手帳程度別在所者数	31
	6. 身体障害の状況	32
	7. 精神障害の状況	34
	8. 「てんかん」の状況	35
	9. 認知症の状況	35
	10. 触法障害者の状況	36
	11. 支援度	37
	12. 医療的ケアの実施状況	40
	13. 複数事業利用者の状況	42
	14. 日中活動利用者の生活の場の状況	42
	15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	43
	16. 入退所の状況	44
	17. 就職の状況	50
	18. 介護保険サービスへの移行状況	54
	19. 死亡の状況	59
IV	調査結果 A 別紙	
	【食事提供体制加算に関する調査結果】	61
	【補足給付及び重度障害者支援加算に関する調査結果】	72
調 査 票 A		76
調 査 票 B		82

# I 調査経過（27年度）

平成27年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として当調査を実施した。4,325事業所に調査票を発送し、事業所単位の【調査票A】は2,923か所（回収率67.6%）、事業利用単位の【調査票B】は2,934か所（回収率67.8%）から回答を頂くことができた。

今年度の全国調査の特徴として、27年度は報酬改定の年であったことから、当該調査の経年的設問に「調査票A別紙」を加え、①食事提供体制加算の減額②補足給付の基準費用額の変更③重度障害者支援加算の算定要件変更による影響についてリアルタイムに押さえることに努めた。また、ここ数年来我が国において課題となっている「触法障害者」の支援現場での受け入れ状況についても、初めて設問を設けた。

この全国調査は、知的障害福祉の実態を押さえる上で重要な意味を持つ経年的悉皆調査であり、そのデータは報酬改定や制度変革に対して要望を提出する際の根拠となるため、引き続き会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 大垣勲男

## 調査票提出状況

### 【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率（%）
障害児入所施設	239	173	72.4
児童発達支援センター	185	120	64.9
日中活動事業所	2,310	1,506	65.2
障害者支援施設	1,591	1,124	70.6
計	4,325	2,923	67.6

\* 日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

\* 障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

### 【事業単位B】

施設・事業種別		施設数	提出数	回収率（%）	
児童福祉法及び障害者総合支援法	児 童	障害児入所施設	239	170	71.1
		児童発達支援センター	185	126	68.1
	単 独 型	療 養 介 護	2	0	0
		生 活 介 護	1,957	1,394	71.2
		自 立 訓 練	32	21	65.6
		就 労 移 行 支 援	19	14	73.7
		就 労 継 続 支 援 A 型	33	18	54.5
		就 労 継 続 支 援 B 型	350	230	65.7
	多機能型事業所	1,508	963	63.9	
	計	4,325	2,936	67.9	
(うち施設入所支援)		1,591	1,123	70.6	
事業数		4,325	2,936	67.9	
多機能型事業所の内訳	生 活 介 護	1,137	716	63.0	
	自 立 訓 練	289	187	64.7	
	就 労 移 行 支 援	636	396	62.3	
	就 労 継 続 支 援 A 型	91	46	50.5	
	就 労 継 続 支 援 B 型	1,318	841	63.8	

\* 障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

\* 自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

\* 財団法人運営施設を含む。

## Ⅱ 調査結果 A (27年度)

### 1. 定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

事業所数を見ると、定員30人未満の事業所は504か所(17.2%)、30～49人の事業所は1,185か所(40.5%)、50～99人の事業所は1,103か所(37.7%)、100～199人の事業所は122か所(4.2%)であった。19人以下の事業所は2%未満、150人以上の事業所は1%未満と少なかった。

また、障害児入所施設では、30～39人の階層の構成比が52か所(30.1%)と最も高く、児童発達支援センターでも、30～39人の階層の構成比が62か所(51.7%)と最も高かった。日中活動事業所では、20～29人、30～39人、40～49人の階層の構成比が23～27%と比較的高かった。障害者支援施設(日中)では、60～99人の階層の構成比が450か所(40.0%)と最も高く、次いで50～59人の構成比が289か所(25.7%)であった。障害者支援施設(夜間)では、50～59人の階層の構成比が343か所(30.5%)と最も高く、次に60～99人の階層の構成比が308か所(27.4%)と高かった。

定員に関しては、以上の数値は前年度とそれほど変わっていなかった。

表1 定員規模別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	3	16	21	52	34	19	21	5	1	1	173
	1.7	9.2	12.1	30.1	19.7	11.0	12.1	2.9	0.6	0.6	100
児童発達支援センター	2	7	7	62	20	14	7	1			120
	1.7	5.8	5.8	51.7	16.7	11.7	5.8	0.8			100
日中活動事業所	2	22	414	349	407	125	178	7	2		1,506
	0.1	1.5	27.5	23.2	27.0	8.3	11.8	0.5	0.1		100
障害者支援施設(日中)			10	82	179	289	450	91	15	8	1,124
			0.9	7.3	15.9	25.7	40.0	8.1	1.3	0.7	100
障害者支援施設(夜間)		2	8	142	252	343	308	54	8	7	1,124
		0.2	0.7	12.6	22.4	30.5	27.4	4.8	0.7	0.6	100
事業所数(※1)	7	45	452	545	640	447	656	104	18	9	2,923
	0.2	1.5	15.5	18.6	21.9	15.3	22.4	3.6	0.6	0.3	100

(※1) 事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設(日中)の合計

### 2. 現在員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現在員の階層別構成比についてみると、障害児入所施設、児童発達支援センターは30～39人の構成比が24～25%と最も高く、日中活動事業所では20～29人、30～39人、40～49人の構成比が19～23%と高かった。

障害者支援施設(日中)では、60～99人の構成比が35.6%と最も高く、次いで50～59人の構成比が

23.0%と高かった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人、50～59人、60～99人の階層の構成比がいずれも22～27%と高かった。

さらに、ここで定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設では現員30～39人の階層から上のすべての階層で定員に比べ事業所数が減っており、障害者支援施設（夜間）においても現員50～59人階層以上で同じ傾向が見られている。また、障害児入所施設の定員30人以上の事業所は133か所なのに対し現員分布では無回答を加えても96か所に減っており、障害者支援施設（夜間）でも定員50人以上が720か所なのに対して現員では無回答も含め602か所に減っていた。これらのことから多くの入所系の施設が定員割れを起ししながら運営していることがわかる。なお、このような傾向は、前年度においても同様であった。

表2 現員規模別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	14	26	37	42	25	7	7	2	1	1	11	173
	8.1	15.0	21.4	24.3	14.5	4.0	4.0	1.2	0.6	0.6	6.4	100
児童発達支援センター	1	9	15	30	20	15	18	2		1	9	120
	0.8	7.5	12.5	25.0	16.7	12.5	15.0	1.7		0.8	7.5	100
日中活動事業所	18	129	318	353	287	169	168	7	2		55	1,506
	1.2	8.6	21.1	23.4	19.1	11.2	11.2	0.5	0.1		3.7	100
障害者支援施設（日中）		3	22	108	224	259	400	71	17	6	14	1,124
		0.3	2.0	9.6	19.9	23.0	35.6	6.3	1.5	0.5	1.2	100
障害者支援施設（夜間）		6	41	167	308	254	286	34	8	6	14	1,124
		0.5	3.6	14.9	27.4	22.6	25.4	3.0	0.7	0.5	1.2	100
事業所数	33	167	392	533	556	450	593	82	20	8	89	2,923
	1.1	5.7	13.4	18.2	19.0	15.4	20.3	2.8	0.7	0.3	3.0	100

### 3. 事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

回答のあった事業所数は、障害児入所施設は173か所、児童発達支援センターは120か所である。他方、日中活動事業所1,506か所、障害者支援施設1,124か所で1,000か所を超えている。

障害児入所施設は、1961年～1970年に82か所（47.4%）と最も多く設置され、次いで、1951年～1960年に40か所（23.1%）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に47か所（39.2%）と最も多く設置されている。そして、1961年～1970年、1991年～2000年、2001年～2010年に12～19か所（10～16%）と比較的多く設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に603か所（40.0%）設置され、次いで、1991年～2000年に355か所（23.6%）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に267か所（23.8%）、1981年～1990年に300か所（26.7%）、1991年～2000年に310か所（27.6%）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（77.5%）が1970年以前に設置されていることがわかる。他方、障害者支援施設は1971年から2000年の間に78.0%が設置されている。

表3 設置年代別事業所数

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
障害児入所施設	12	40	82	21	3	8	4	3	173
	6.9	23.1	47.4	12.1	1.7	4.6	2.3	1.7	100
児童発達支援センター		9	19	47	7	13	12	13	120
		7.5	15.8	39.2	5.8	10.8	10.0	10.8	100
日中活動事業所		4	15	84	216	355	603	229	1,506
		0.3	1.0	5.6	14.3	23.6	40.0	15.2	100
障害者支援施設	4	15	102	267	300	310	108	18	1,124
	0.4	1.3	9.1	23.8	26.7	27.6	9.6	1.6	100
計	16	68	218	419	526	686	727	263	2,923
	0.5	2.3	7.5	14.3	18.0	23.5	24.9	9.0	100

#### 4. 利用率

表4は、平成27年7月から9月にかけての3か月間の利用率を示したものである。

全体的にみると、利用率は90%以上の事業所が多かった。

事業所別の利用率を見ると、障害児入所施設では利用率90%以上が30.1%であった一方、利用率50%未満が9.8%と他の事業所と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、80～90%未満、90%～100%未満がいずれも17.5%と比較的高かった。100%超が19.2%とさらに高かった。日中活動事業所では、80～90%未満が23.2%、90～100%未満の事業所が26.7%と高かった。また、利用率100%超の事業所も16.3%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満が50.4%と5割を超えていた。利用率100%超の事業所も14.9%と比較的高かった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が67.7%と高く、利用率80%未満の事業所は5.1%と低かった。

利用率が90%未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が51.4%（前年度48.5%）、児童発達支援センターが48.3%（前年度51.7%）、日中活動事業所が43.6%（前年度41.6%）、障害者支援施設（日中）が23.1%（前年度21.8%）、障害者支援施設（夜間）が14.8%（前年度14.3%）であった。

表4 利用率（平成27年7～9月までの3か月間）

（事業所数・下段は%）

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	17	13	15	20	24	40	10	2	32	173
	9.8	7.5	8.7	11.6	13.9	23.1	5.8	1.2	18.5	100
児童発達支援センター	6	8	14	9	21	21	2	23	16	120
	5.0	6.7	11.7	7.5	17.5	17.5	1.7	19.2	13.3	100
日中活動事業所	45	20	69	174	349	402	25	245	177	1,506
	3.0	1.3	4.6	11.6	23.2	26.7	1.7	16.3	11.8	100
障害者支援施設（日中）	20	4	31	60	145	566	72	167	59	1,124
	1.8	0.4	2.8	5.3	12.9	50.4	6.4	14.9	5.2	100
障害者支援施設（夜間）	22	1	7	27	109	761	72	68	57	1,124
	2.0	0.1	0.6	2.4	9.7	67.7	6.4	6.0	5.1	100
事業所数	88	45	129	263	539	1,029	109	437	284	2,923
	3.0	1.5	4.4	9.0	18.4	35.2	3.7	15.0	9.7	100

## 5. 年間総開所日数と1日あたりの開所時間

表5は、平成26年度の総開所日数を示したものである。

全体をみると、251～275日開所している事業所が51.4%（前年度51.1%）と、約半数を占め、226～250日開所している事業所が28.8%（前年度30.1%）であった。226日～275日開所している事業所が全体の8割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所が49.2%（前年度52.6%）と最も多く、次いで、251～275日が20.0%（前年度19.0%）であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所が53.9%（前年度53.6%）と最も多く、次いで、226～250日が27.2%（前年度28.4%）であった。

表6は、平成26年度の1日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間6～7時間未満が39.5%（前年度44.9%）と多く、次いで、7～8時間未満が35.3%（前年度9.7%）であった。開所時間が4時間未満の事業所は0.2%（前年度2.5%）、10時間以上は1.2%（前年度1.3%）とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターでは、5～6時間未満が29.2%（前年度19.8%）と多く、6～7時間未満が23.3%（前年度3.4%）、4～5時間未満が22.5%（前年度39.7%）で比較的多かった。開所時間が4時間未満の事業所は0（前年度19.8%）であった。日中活動事業所では、6～7時間未満が40.8%（前年度48.2%）と最も多く、次いで、7～8時間未満が37.5%（前年度9.7%）であった。児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が1日あたりの平均開所時間が長いことがわかる。

前年度と比べると、児童発達支援センターでは、5時間未満の事業所が大幅に減少し（前年度59.5%、今年度22.5%）、5時間以上の事業所が大幅に増加した（前年度37.9%、今年度71.7%）。日中活動事業所では、6時間未満の事業所が大幅に減少し（前年度35.7%、今年度9.9%）、6時間以上の事業所が大幅に増加した（前年度60.7%、今年度86.4%）。児童発達支援センター、日中活動事業所いずれも、前年度から今年度にかけて開所時間が延長されていることがわかる。

表5 平成26年度の総開所日数

（事業所数・下段は%）

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	2	11	59	24	12	2	1	9	120
	1.7	9.2	49.2	20.0	10.0	1.7	0.8	7.5	100
日中活動事業所	21	9	409	811	88	36	58	74	1,506
	1.4	0.6	27.2	53.9	5.8	2.4	3.9	4.9	100
計	23	20	468	835	100	38	59	83	1,626
	1.4	1.2	28.8	51.4	6.2	2.3	3.6	5.1	100

表6 平成26年度の1日あたりの平均開所時間

（事業所数・下段は%）

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター			27	35	28	9	12	2		7	120
			22.5	29.2	23.3	7.5	10.0	1.7		5.8	100
日中活動事業所	1	2	14	132	614	565	104	5	13	56	1,506
	0.1	0.1	0.9	8.8	40.8	37.5	6.9	0.3	0.9	3.7	100
計	1	2	41	167	642	574	116	7	13	63	1,626
	0.1	0.1	2.5	10.3	39.5	35.3	7.1	0.4	0.8	3.9	100

## 6. 職員の数と構成

表7-1は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員は、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が85.2%（前年度84.1%）、非常勤が6.9%（前年度8.2%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が74.3%（前年度76.9%）、非常勤が13.3%（前年度11.9%）であった。看護師は、常勤専従が75.8%（前年度73.1%）、非常勤が11.9%（前年度8.8%）であった。障害児入所施設の職員は、いずれの職種においても、70%以上は常勤専従であることがわかる。また、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が32.0%（前年度33.6%）、生活支援員・児童指導員が47.8%（前年度49.1%）、看護師が15.3%（前年度12.2%）であった。

表7-1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の	非常勤	非常勤兼務の	計
			換算数		換算数	
①施設長・管理者	100	77	34.5	2	0.0	179
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	188	31	16.8	0		219
③保育士	1,010	93	79.6	82	48.2	1,185
④生活支援員・児童指導員	1,510	252	182.8	270	181.4	2,032
⑤職業指導員・就労支援員	55	16	12.9	3	1.8	74
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	483	78	19.2	76	46.2	637
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	102	50	12.4	20	9.8	172
直接支援職員小計	3,160	489	306.9	451	287.4	4,100
⑧医師	31	14	3.5	262	23.2	307
⑨管理栄養士	46	22	7.8	5	1.8	73
⑩栄養士	48	24	12.5	10	5.5	82
⑪調理員	231	87	35.6	152	102.3	470
⑫送迎運転手	15	5	4.6	25	10.2	45
⑬事務員	254	92	37.6	54	29.9	400
⑭その他職種	208	32	17.6	222	101.1	462
合計	4,281	873	477.4	1,183	561.4	6,337

表7-2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が68.9%（前年度67.6%）、非常勤が28.1%（前年度28.9%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が77.8%（前年度79.8%）、非常勤が16.6%（前年度15.2%）であった。看護師は、常勤専従が37.7%（前年度34.3%）、非常勤が50.8%（前年度50.7%）であった。児童発達支援センターでは、障害児入所施設に比べて看護師の常勤専従が少ないことがわかる。また、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が62.0%（前年度63.4%）、生活支援員・児童指導員が29.7%（前年度27.1%）、看護師が1.8%（前年度1.9%）であった。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の 換算数	非常勤	非常勤兼務の 換算数	計
①施設長・管理者	75	43	24.5	0		118
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	104	21	11.5	3	2.3	128
③保育士	774	34	17.9	316	189.9	1,124
④生活支援員・児童指導員	371	27	11.1	79	56.9	477
⑤職業指導員・就労支援員	1					1
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	23	7	4.5	31	15.6	61
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	80	38	9.7	64	17.7	182
直接支援職員小計	1,249	106	43.2	490	280.1	1,845
⑧医師	3	11	1.9	79	5.6	93
⑨管理栄養士	19	11	4.5	10	4.9	40
⑩栄養士	32	4	1.4	5	2.7	41
⑪調理員	66	17	4.7	92	49.4	175
⑫送迎運転手	40	8	3.4	69	33.4	117
⑬事務員	92	19	11.1	20	12.1	131
⑭その他職種	29	6	2.4	46	23.5	81
合計	1,709	246	108.6	814	414.0	2,769

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が55.3%（前年度54.9%）、非常勤が32.6%（前年度33.3%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が56.3%（前年度60.8%）、非常勤が31.5%（前年度30.7%）であった。看護師は、常勤専従が21.2%（前年度18.2%）、非常勤が65.1%（前年度63.5%）であった。日中活動事業所でも、障害児入所施設に比べて看護師の常勤専従の割合が少ないことがわかる。また、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が71.8%（前年度70.8%）、職業指導員・就労支援員が24.3%（前年度25.5%）、看護師が2.4%（前年度2.0%）であった。

表7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の 換算数	非常勤	非常勤兼務の 換算数	計
①施設長・管理者	632	852	419.6	14	8.1	1,498
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,144	553	323.7	13	10.5	1,710
③保育士	80	51	39.6	69	44.6	200
④生活支援員・児童指導員	7,378	1,614	1,323.0	4,357	2,656.3	13,349
⑤職業指導員・就労支援員	2,495	537	368.2	1,397	818.0	4,429
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	247	160	65.6	759	232.5	1,166
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	82	41	14.3	137	30.5	260
直接支援職員小計	10,282	2,403	1,810.7	6,719	3,781.9	19,404
⑧医師	3	24	2.5	538	56.1	565
⑨管理栄養士	35	65	18.2	32	10.8	132
⑩栄養士	100	99	47.4	72	31.9	271
⑪調理員	171	179	73.8	727	326.7	1,077
⑫送迎運転手	45	40	13.2	713	251.7	798
⑬事務員	611	366	205.9	279	167.2	1,256
⑭その他職種	226	61	55.8	301	139.6	588
合計	13,249	4,642	2,970.8	9,408	4,784.5	27,299

表7-4は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・

児童指導員では、常勤専従が68.8%（前年度70.2%）、非常勤が17.5%（前年度17.4%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が67.0%（前年度64.6%）、非常勤が22.5%（前年度22.7%）であった。看護師は、常勤専従が62.6%（前年度64.3%）、非常勤が20.9%（前年度19.9%）であった。障害者支援施設では、児童発達支援センターや日中活動事業所に比べて、看護師の常勤専従の割合が高いことがわかる。また、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が92.0%（前年度92.2%）、職業指導員・就労支援員が2.1%（前年度2.0%）、看護師が4.7%（前年度4.7%）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が高いことがわかる。

表7-4 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数		非常勤	非常勤兼務の換算数		計
			常勤兼務	非常勤		非常勤兼務	非常勤	
①施設長・管理者	667	484	287.3	12	10.5	1,163		
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,381	492	292.8	15	10.0	1,888		
③保育士	250	94	65.0	24	17.0	368		
④生活支援員・児童指導員	23,158	4,605	4,033.7	5,880	3,487.3	33,643	直接支援職員	
⑤職業指導員・就労支援員	519	82	65.4	174	108.2	775		
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	1,184	313	226.6	395	177.3	1,892		
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	63	118	48.3	128	30.7	309		
直接支援職員小計	25,174	5,212	4,439.0	6,601	3,820.5	36,987		
⑧医師	17	20	1.9	851	77.8	888		
⑨管理栄養士	388	101	71.1	21	10.6	510		
⑩栄養士	503	128	104.4	31	15.4	662		
⑪調理員	1,646	332	253.0	882	494.3	2,860		
⑫送迎運転手	34	18	7.2	104	48.2	156		
⑬事務員	1,811	527	360.8	329	202.3	2,667		
⑭その他職種	254	92	54.1	705	314.5	1,051		
合計	31,875	7,406	5,871.6	9,551	5,004.1	48,832		

表7-5は、配置義務員数に対して、直接支援職員がどれほどいるかを事業所種類別に示したものである。

常勤専従者に注目してみると、障害児入所施設は、常勤専従者だけで、配置義務員数を34%超えていた。児童発達支援センターは3%、日中活動事業所は21%、障害者支援施設は27%、それぞれ常勤専従者だけでは配置義務員数に不足していた。

常勤換算後の計を見ると、障害児入所施設は61%、児童発達支援センターは27%、日中活動事業所は24%、それぞれ配置義務員数を超えていた。障害者支援施設では、わずかではあるが(0.4%)、配置義務員数に不足していた。

表7-5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）（上段は人・下段は1施設あたりの職員数）

直接支援職員	配置義務員数	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の換算数		非常勤	非常勤兼務の換算数		常勤換算後の計	事業所実数
				常勤兼務	非常勤		非常勤兼務	非常勤		
障害児入所施設	535	716	205	68.3	122	76.7	861.0	57		
	9.4	—	—	—	—	—	15.1	—		
児童発達支援センター	440	428	28	15.2	189	116.8	560.0	40		
	11.0	—	—	—	—	—	14.0	—		
日中活動事業所	4,260	3,364	926	713.8	2,130	1,184.0	5,261.8	481		
	8.9	—	—	—	—	—	10.9	—		
障害者支援施設	12,106	8,847	1,993	1,800.2	2,371	1,408.2	12,055.4	393		
	30.8	—	—	—	—	—	30.7	—		

## 7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員・非正規職員の割合を性別にみると、正規は男性が72.1%（前年度72.0%）に対して、女性は55.2%（前年度56.0%）と少なく、男女合計では正規62.2%（前年度62.6%）、非正規37.8%（前年度37.4%）と僅かながら職員の非正規化が進んでいた。また、年代別の傾向を見ると、男性では20歳代から50歳代まで75～80%以上が正規職員に対し、女性は20歳代の79.8%をピークに30代で6割強、40歳代50歳代では5割強にまで正規職員の割合は落ちている。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

男女ともに勤務年数が短いほど正規職員の割合は下がり、その傾向は女性に顕著である。全体では3年以内に雇われた職員の約半数が、女性では5年以内に雇われた職員の半数以上が非正規職員となっていた。また、1年未満の職員の非正規割合は男性で49.7%（前年度49.6%）、女性では61.0%（前年度59.7%）となり、障害福祉現場における新規職員の非正規化が進んでいるといえる。

表8 年齢と性別

(人)

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	65歳以上	計
男性	正規	60	5,562	7,186	5,845	4,578	1,020	494	24,745
	(%)	48.8	80.2	86.6	84.9	75.0	32.9	17.1	72.1
	非正規	63	1,374	1,116	1,037	1,524	2,078	2,399	9,591
	(%)	51.2	19.8	13.4	15.1	25.0	67.1	82.9	27.9
女性	正規	120	7,550	5,683	6,274	6,051	865	215	26,758
	(%)	56.9	79.8	62.3	51.7	52.6	23.0	9.4	55.2
	非正規	91	1,907	3,440	5,865	5,458	2,898	2,078	21,737
	(%)	43.1	20.2	37.7	48.3	47.4	77.0	90.6	44.8
計	正規	180	13,112	12,869	12,119	10,629	1,885	709	51,503
	(%)	53.9	80.0	73.9	63.7	60.4	27.5	13.7	62.2
	非正規	154	3,281	4,556	6,902	6,982	4,976	4,477	31,328
	(%)	46.1	20.0	26.1	36.3	39.6	72.5	86.3	37.8

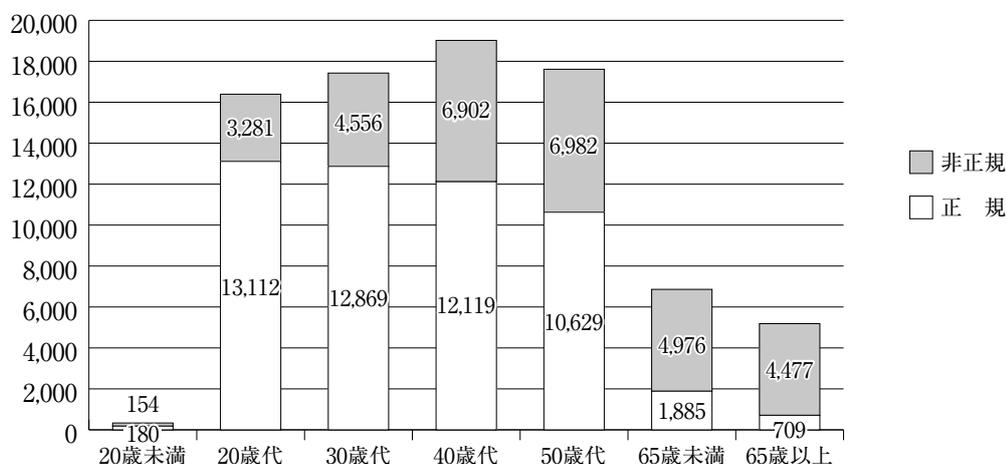
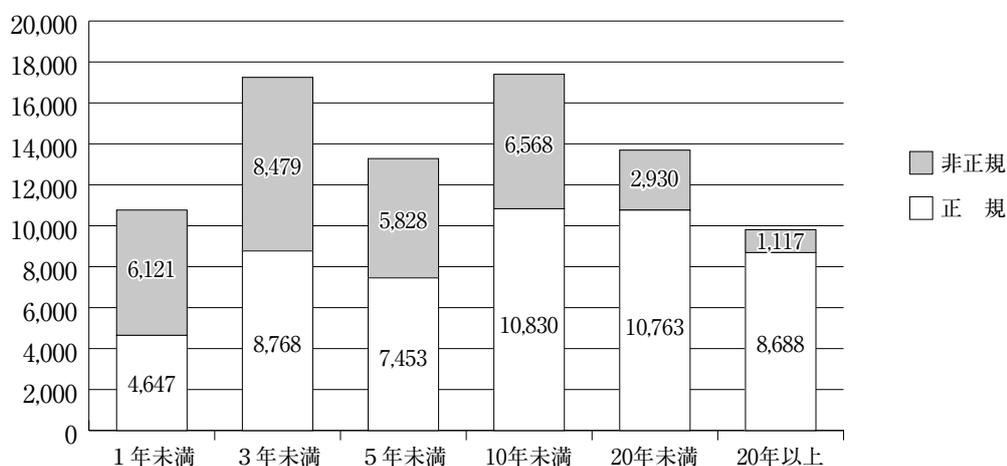


表9 同一法人内での勤務年数

(人)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	1,995	3,910	3,537	5,144	5,443	4,615	24,644
	(%)	50.3	58.7	65.8	74.3	88.9	90.6	72.2
	非正規	1,975	2,749	1,842	1,778	677	480	9,501
	(%)	49.7	41.3	34.2	25.7	11.1	9.4	27.8
女性	正規	2,652	4,858	3,916	5,686	5,320	4,073	26,505
	(%)	39.0	45.9	49.6	54.3	70.2	86.5	55.2
	非正規	4,146	5,730	3,986	4,790	2,253	637	21,542
	(%)	61.0	54.1	50.4	45.7	29.8	13.5	44.8
計	正規	4,647	8,768	7,453	10,830	10,763	8,688	51,149
	(%)	43.2	50.8	56.1	62.2	78.6	88.6	62.2
	非正規	6,121	8,479	5,828	6,568	2,930	1,117	31,043
	(%)	56.8	49.2	43.9	37.8	21.4	11.4	37.8



## 8. 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態についてみると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が56.5%（前年度54.9%）、障害者支援施設が74.0%（前年度73.8%）と、障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設で43.5%（前年度45.1%）、障害者支援施設は26.0%（前年度26.2%）となっており、両施設とも「夜勤体制と宿直体制併用」から「夜勤体制のみ」へ少しずつシフトチェンジしていることが窺えた。1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で9.4人（前年度12.2人）、障害者支援施設で16.4人（前年度20.0人）と、両施設とも夜間の手厚さが増していた。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	74	764	838
	割合	56.5%	74.0%	72.0%
	夜間職員総数(※2)	197	2,356	2,553
	1事業所平均職員数(※3)	2.7	3.1	3.0
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数(※4)	11.0	17.4	16.9
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	57	269	326
	割合	43.5%	26.0%	28.0%
	夜間職員総数	257	1,064	1,321
	うち夜勤	128	657	785
	うち宿直	129	407	536
	不明・無回答	0	0	0
	1事業所平均職員数	4.5	4.0	4.1
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	8.1	17.1	16.5
全体(無回答除く)	事業所数	131	1,033	1,164
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	454	3,420	3,874
	1事業所平均職員数	3.5	3.3	3.3
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	9.4	16.4	15.6

(※2) 夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

(※3) 1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

(※4) 1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

## 9. 施設・事業所の建物の状況

表11は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を示したものである。

建て替えの必要ありは、全体で555か所19.0%（前年度646か所22.3%）となっており、割合は減っているものの5か所に1か所の割合で建て替えの必要ありとなっていた。施設種別では、障害児入所施設で46か所26.6%（前年度56か所33.9%）、児童発達支援センターは25か所21.2%（前年度33か所28.4%）、日中活動事業所は176か所11.7%（前年度225か所15.2%）、障害者支援施設は308か所27.4%（前年度332か所29.1%）と、どの施設・事業所種別も前年度に比べ建て替えの必要ありが数・割合ともに減少していた。今年度から回答欄に新たに加えた「現在建て替え中」は全体で46か所あり、前年度の調査基準日から1年の間に建て替え済みの施設も含め、施設の建て替えは粛々と進んでいることが窺える。

表12は障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。個室は全体で52.1%（障害児入所施設45.4%、障害者支援施設52.7%）、2人部屋利用は36.7%（障害児入所施設31.7%、障害者支援施設37.1%）となっていた。前年度の同調査と比較すると、全体の傾向としては2人部屋以上の利用がどのタイプでも微減し、個室利用が1.4ポイント微増し個室化が進んでいることがわかった。一方、4人部屋以上は2,500部屋あり約1万人がそこで暮らしていることになる。

表11 施設・事業所の建物の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建替えの必要あり	46 26.6	25 21.2	176 11.7	308 27.4	555 19.0
建替えの必要なし	114 65.9	60 50.8	890 59.1	750 66.7	1,814 62.1
現在建て替え中	6 3.5	2 1.7	12 0.8	26 2.3	46 1.6
無回答	7 4.0	31 26.3	428 28.4	40 3.6	506 17.3
計	173 100	118 100	1,506 100	1,124 100	2,921 100

※建替えの必要ありと回答した555施設のうち、築年数30年以上が323施設、そのうち50年以上が15施設

表12 入所型施設の居室の状況

(部屋数・下段は%)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	1,505 45.4	20,877 52.7	22,382 52.1
2人部屋利用	1,050 31.7	14,693 37.1	15,743 36.7
3人部屋利用	292 8.8	2,026 5.1	2,318 5.4
4人部屋利用	389 11.7	2,006 5.1	2,395 5.6
5人以上利用	78 2.4	27 0.1	105 0.2
計	3,314 100	39,629 100	42,943 100

## 10. 主な加算・減算の状況

### (1) 主な加算の取得状況

表13は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算（減算）は異なるものの、概ね取得できている加算は福祉・介護職員処遇改善加算、福祉専門職員配置等加算、食事提供体制加算、送迎加算となっている。

表13 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	84 48.6	43 35.8	799 53.1	697 62.0	1,623 55.5
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	23 13.3	12 10.0	262 17.4	223 19.8	520 17.8
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	2 1.2	4 3.3	37 2.5	30 2.7	73 2.5
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	4 2.3	3 2.5	12 0.8	13 1.2	32 1.1
福祉・介護職員処遇改善特別加算	4 2.3	3 2.5	56 3.7	45 4.0	108 3.7
福祉専門職員配置等加算Ⅰ	52 30.1	26 21.7	354 23.5	355 31.6	787 26.9
福祉専門職員配置等加算Ⅱ	23 13.3	20 16.7	267 17.7	238 21.2	548 18.7
福祉専門職員配置等加算Ⅲ	59 34.1	37 30.8	455 30.2	340 30.2	891 30.5
夜勤職員配置体制加算				615 54.7	615 54.7
重度障害者支援加算（Ⅰ）	68 39.3			87 7.7	155 12.0
重度障害者支援加算（Ⅱ）	30 17.3			541 48.1	571 44.0
人員配置体制加算			363 24.1		363 24.1
食事提供体制加算		99 82.5	1,030 68.4		1,129 69.4
送迎加算			1,088 72.2		1,088 72.2
うち重度加算対象者数(人)			9,676		9,676
延長支援加算		9 7.5	61 4.1		70 4.3
開所時間減算		17 14.2	40 2.7		57 3.5
事業所実数	173 100	120 100	1,506 100	1,124 100	2,923 100

## 人員配置体制加算（職員 対 利用者数）内訳

	1対1.7	1対2.0	1対2.5	無回答	計
日中活動事業所	118	89	148	6	361

※上記とは別に「1対1.7」と「1対2.5」を選択が2事業所あった。

## 11. 虐待防止への対応

### (1) 虐待防止法への対応

ここでは、事業所に対する行政の実施指導（監査）の項目となっている、虐待防止に関する責任者及び虐待防止委員会等組織の設置、組織への第三者の参画、虐待防止マニュアル等の作成と職員への周知・活用について調査した。施設・事業所種別毎の結果は表14から17のとおりであった。虐待防止委員会等への第三者の参画を除き70～80%台の整備率であり、前年度調査に比して、各設問項目の整備率としては微増微減の状態である。施設・事業所種別の傾向をみると児童・成人とも入所系の方が整備率は高くなっていた。しかし、行政の実施指導の対象項目となっている虐待防止責任者の未配置が無回答を含め1割以上（13.9%）、虐待防止委員会の未設置が2割以上（28.4%）というこの結果は大変残念な結果である。

また、今年度から新たに加えた設問である「虐待防止に関する研修の実施」については、児童・成人とも入所系では90%以上、通所系では80%以上が実施していると回答していた。

表14 虐待防止に関する責任者の設置

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
設置している	159 91.9	91 75.8	1,200 79.7	1,066 94.8	2,516 86.1
設置していない	10 5.8	17 14.2	144 9.6	45 4.0	216 7.4
無回答	4 2.3	12 10.0	162 10.8	13 1.2	191 6.5
計	173 100	120 100	1,506 100	1,124 100	2,923 100

表15 組織（虐待防止委員会等）の設置

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
設置している	142 82.1	62 51.7	922 61.2	966 85.9	2,092 71.6
設置していない	27 15.6	45 37.5	403 26.8	131 11.7	606 20.7
無回答	4 2.3	13 10.8	181 12.0	27 2.4	225 7.7
計	173 100	120 100	1,506 100	1,124 100	2,923 100

表15-2 組織（虐待防止委員会等）への第三者の参画

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
参画している	50 35.2	28 45.2	400 43.4	361 37.4	839 40.1
参画していない	60 42.3	24 38.7	359 38.9	445 46.1	888 42.4
無回答	32 22.5	10 16.1	163 17.7	160 16.6	365 17.4
計	142 100	62 100	922 100	966 100	2,092 100

表16 虐待防止マニュアル等の作成

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
作成している	153	76	1,046	986	2,261
	88.4	63.3	69.5	87.7	77.4
作成していない	16	32	290	120	458
	9.2	26.7	19.3	10.7	15.7
無回答	4	12	170	18	204
	2.3	10.0	11.3	1.6	7.0
計	173	120	1,506	1,124	2,923
	100	100	100	100	100

表16-2 虐待防止マニュアル等の周知・活用

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
周知・活用している	118	60	837	805	1,820
	77.1	78.9	80.0	81.6	80.5
周知・活用していない	3	1	44	20	68
	2.0	1.3	4.2	2.0	3.0
無回答	32	15	165	161	373
	20.9	19.7	15.8	16.3	16.5
計	153	76	1,046	986	2,261
	100	100	100	100	100

表17 虐待防止に関する研修

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
実施している	161	99	1,267	1,093	2,620
	93.1	82.5	84.1	97.2	89.6
実施していない	7	9	75	18	109
	4.0	7.5	5.0	1.6	3.7
無回答	5	12	164	13	194
	2.9	10.0	10.9	1.2	6.6
計	173	120	1,506	1,124	2,923
	100	100	100	100	100

## 12. 短期入所の状況

### (1) 短期入所の実施状況

表18は施設・事業所種別ごとの短期入所事業(単独型を除く)の実施状況である。全体では回答のあった2,923施設のうち、1,271か所(43.5%)が短期入所を実施していた。児・者とも入所系の90%前後が実施しており短期入所に対するニーズの高さが窺えた。一方、通所系は5%以下に留まった。

表18 短期入所の実施

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
行っている	154	2	76	1,039	1,271
	89.0	1.7	5.0	92.4	43.5
行っていない	12	48	733	55	848
	6.9	40.0	48.7	4.9	29.0
無回答	7	70	697	30	804
	4.0	58.3	46.3	2.7	27.5
計	173	120	1,506	1,124	2,923
	100	100	100	100	100

表19、表20は、短期入所事業の「併設型」と「空床型」を定員規模別に表したものである。

併設型全体では定員規模4人が277か所(30.7%)と最も多く、施設・事業所種別毎にみても上位3位は定員5人以下の定員規模となっていた。一方、定員10人以上は、障害児入所施設で1～2か所ずつ散見され、障害者支援施設においては53か所(6.7%)となっていた。

入所系が実施する空床型の短期入所は、障害児入所施設で52か所、障害者支援施設で191か所、合計243か所が実施していた。定員規模別の上位をみると、障害児入所施設では1位21人以上12か所(23.1%)、2位2人規模8か所(15.4%)、3位が3人・4人・5人規模で各7か所(各13.5%)ずつとなっており、障害者支援施設では1位2人規模55か所(28.8%)、2位4人規模30か所(15.7%)、3位21人以上27か所(14.1%)となっていた。空床型で21人以上の定員規模が上位に入っている理由としては、児童においては少子化による定員割れ、障害者支援施設では地域移行による定員割れから生じた空き居室を短期入所の高いニーズに応えるため転用したのではないかと推察する。

表19 定員規模別併設型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~15人	16~20人	21人以上	計
障害児入所施設	5	10	6	27	14	6	2	2		2	1	1		76
	6.6	13.2	7.9	35.5	18.4	7.9	2.6	2.6		2.6	1.3	1.3		100
児童発達支援センター					2									2
					100									100
日中活動事業所	7	8	8	8	2	3	1							37
	18.9	21.6	21.6	21.6	5.4	8.1	2.7							100
障害者支援施設	15	178	73	242	87	80	23	25	10	28	10	10	5	786
	1.9	22.6	9.3	30.8	11.1	10.2	2.9	3.2	1.3	3.6	1.3	1.3	0.6	100
事業所数	27	196	87	277	105	89	26	27	10	30	11	11	5	901
	3.0	21.8	9.7	30.7	11.7	9.9	2.9	3.0	1.1	3.3	1.2	1.2	0.6	100

表20 定員規模別空床利用型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~15人	16~20人	21人以上	計
障害児入所施設	2 3.8	8 15.4	7 13.5	7 13.5	7 13.5	4 7.7				1 1.9	3 5.8	1 1.9	12 23.1	52 100
障害者支援施設	14 7.3	55 28.8	24 12.6	30 15.7	15 7.9	10 5.2	2 1.0	3 1.6		8 4.2	2 1.0	1 0.5	27 14.1	191 100
事業所数	16 6.6	63 25.9	31 12.8	37 15.2	22 9.1	14 5.8	2 0.8	3 1.2	0 0.0	9 3.7	5 2.1	2 0.8	39 16.0	243 100

表21は平成27年4月～9月までの6か月間における利用実績（利用実人数と利用延べ件数）を施設・事業所種別毎に整理したものである。全体では、前述の6か月間に72,495人が188,490回（件）短期入所を利用していった。その内の利用実人数では90.0%，利用延べ件数では86.0%を障害者支援施設が占めており、短期入所事業における障害者支援施設の果たしている役割は大きいと言える。利用延べ件数を利用実人数で割り返し1人あたりの平均利用回（件）数をみると、全体では2.6回（件）、最も多いのは児童発達支援センターの6.1回（件）、2位が日中活動事業所3.9回（件）、障害児入所施設3.5回（件）、障害者支援施設2.5回（件）となっていた。また、施設・事業所種別毎の利用実人数を表18の施設・事業所種別毎の短期入所実施事業所数で割り返し、1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出すと、全体では57.0人となり、多い順に障害者支援施設62.8人、日中活動事業所33.9人、障害児入所施設29.9人、児童発達支援センター25.5人となっていた。

表21 利用実績（平成27年4～9月までの6か月間）

	利用実人数	利用件数（延べ）	1人当たりの平均利用件数	1事業所当たりの利用実人数
障害児入所施設	4,602 6.3	16,172 8.6	3.5	29.9
児童発達支援センター	51 0.1	309 0.2	6.1	25.5
日中活動事業所	2,579 3.6	9,948 5.3	3.9	33.9
障害者支援施設	65,263 90.0	162,061 86.0	2.5	62.8
計	72,495 100	188,490 100	2.6	57.0

表22は上記6か月間における利用件数（延べ）の内訳（1回あたりの期間）を施設・事業所種別毎に整理したものである。全体では、上位から1位1泊2日（32.2%）、2位2泊3日（12.9%）、3位3泊4日（9.3%）と続き、4位に短期入所の最長支給期間である30日（8.2%）が入っていたのは特筆すべきことである。施設・事業所種別毎にみるとどの種別も短期入所の期間が長期化するほどその件数は減る傾向にあるが、最長支給期間である30日が、日中活動事業所では3位（617件）に、障害者支援施設では4位（14,864件）に入っているのが特徴的であった。

表22 表21の利用件数（延べ）内訳

(利用件数・下段は%)

	1泊2日	2泊3日	3泊4日	5泊6日	7～9泊	10～14泊	15～19泊	20泊以上	30日	不明	計
障害児入所施設	7,116	2,973	1,675	588	181	94	28	43	67	3,407	16,172
	44.0	18.4	10.4	3.6	1.1	0.6	0.2	0.3	0.4	21.1	100
児童発達支援センター	220	54	25	8	2						309
	71.2	17.5	8.1	2.6	0.6						100
日中活動事業所	5,108	1,746	358	140	153	36	3	8	617	1,779	9,948
	51.3	17.6	3.6	1.4	1.5	0.4	0.0	0.1	6.2	17.9	100
障害者支援施設	48,280	19,532	15,475	6,875	3,299	2,874	1,625	3,723	14,864	45,514	162,061
	29.8	12.1	9.5	4.2	2.0	1.8	1.0	2.3	9.2	28.1	100
計	60,724	24,305	17,533	7,611	3,635	3,004	1,656	3,774	15,548	50,700	188,490
	32.2	12.9	9.3	4.0	1.9	1.6	0.9	2.0	8.2	26.9	100

表23は、一回の利用に20泊以上した方の理由（複数選択有り）をまとめたものである。20泊以上から30日という短期入所が長期化している理由を、775事業所から5,528件の回答があった。理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」で3,424件（61.9%）、2位が「グループホームへの入居待機」504件（9.1%）となっており、この二つの理由で全体の7割を超えていた。おそらくこの7割を超える入所・入居待機群の利用者は、数か月から1年を越える利用期間になっている人達も多く居ると推察できる。3位に「地域での自立した生活をするための事前準備」426件（7.7%）、4位に「本人の健康状態の維持管理のため」283件（5.1%）と続いていた。

表23 一回の利用に20泊以上される方の理由

(重複回答)

		障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	8		3	191	202
	%	17.4		15.0	26.9	26.1
	件数	20		4	3,400	3,424
	%	20.2		5.1	63.5	61.9
グループホームへの入居待機のため	事業所数	2		6	106	114
	%	4.3		30.0	15.0	14.7
	件数	2		59	443	504
	%	2.0		75.6	8.3	9.1
その他福祉施設等への入所待機のため	事業所数	1		1	59	61
	%	2.2		5.0	8.3	7.9
	件数	1		2	108	111
	%	1.0		2.6	2.0	2.0
地域での自立した生活をするための事前準備のため	事業所数	2		1	58	61
	%	4.3		5.0	8.2	7.9
	件数	5		1	420	426
	%	5.1		1.3	7.8	7.7
本人の健康状態の維持管理のため	事業所数	7		3	79	89
	%	15.2		15.0	11.1	11.5
	件数	11		4	268	283
	%	11.1		5.1	5.0	5.1
その他	事業所数	26		6	216	248
	%	56.5		30.0	30.5	32.0
	件数	60		8	712	780
	%	60.6		10.3	13.3	14.1
計	事業所数	46		20	709	775
	件数	99		78	5,351	5,528

### 13. 職員の資格取得・処遇の状況

#### (1) 資格取得・処遇の状況

##### [職員の資格取得状況]

表24は、職員の資格取得状況（資格所持状況）を施設・事業所種別毎に示したものである。施設・事業所種別によってその取得数の上位3資格の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士（19.7%）、2位保育士（12.3%）、3位介護職員初任者研修修了（11.5%）となっており、4位に社会福祉士（7.7%）が入っていた。

表25は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、これも施設・事業所種別によってその順位は異なるが、いわゆる三福祉士と言われている介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士が上位3位であった。

##### [資格取得への支援及び資格取得者への処遇]

表26・27は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について示したものである。「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している事業所は、2,923事業所のうち1,085か所（37.1%）となっており、「全額補助」は167か所（15.4%）、「一部補助」は749か所（69.0%）であった。資格取得後の処遇面では、2,923事業所のうち「給与への反映」が全体の約半数にあたる1,423か所（48.7%）、「昇進等処遇への反映」は全体の約1割にあたる289か所（9.9%）となっていた。

表24 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	605	88	3,181	8,381	12,255	19.7
社会福祉士	347	149	1,549	2,734	4,779	7.7
精神保健福祉士	64	30	292	509	895	1.4
保育士	1,254	1,030	1,260	4,107	7,651	12.3
知的障害援助専門員	36	4	353	712	1,105	1.8
知的障害福祉士	4	2	46	91	143	0.2
介護職員初任者研修修了	169	59	2,744	4,193	7,165	11.5
その他	83	103	547	1,244	1,977	3.2
直接支援職員実数	4,100	1,845	19,404	36,987	62,336	100

表25 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	93	29	827	894	1,843	63.1
社会福祉士	110	47	932	863	1,952	66.8
精神保健福祉士	45	18	359	359	781	26.7
保育士	51	30	61	68	210	7.2
知的障害援助専門員	27	7	219	212	465	15.9
知的障害福祉士	14	3	70	81	168	5.7
介護職員初任者研修修了	10	2	176	157	345	11.8
その他	13	12	72	83	180	6.2
事業所実数	173	120	1,506	1,124	2,923	100

表26 資格取得への支援・処遇の内容

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	64	37	541	443	1,085	37.1
給与への反映	73	29	688	633	1,423	48.7
昇進等処遇への反映	14	9	129	137	289	9.9
その他	26	12	173	222	433	14.8
事業所実数	173	120	1,506	1,124	2,923	100

表27 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	11	12	79	65	167	15.4
一部補助	35	23	384	307	749	69.0
その他	14	1	70	68	153	14.1
補助ありの事業所実数	64	37	541	443	1,085	100

### Ⅲ 調査結果 B (27年度)

#### 1. 定員と現在員

表28 定員規模別施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計	
児童福祉法	障害児入所施設	32	54	32	24	13	12	2		1	170	
		18.8	31.8	18.8	14.1	7.6	7.1	1.2		0.6	100	
	児童発達支援センター	17	58	27	14	6	3	1			126	
		13.5	46.0	21.4	11.1	4.8	2.4	0.8			100	
計 (I)		49	112	59	38	19	15	3		1	296	
		16.6	37.8	19.9	12.8	6.4	5.1	1.0		0.3	100	
障害者総合支援法	日中系 単独型	療養介護										
		生活介護	153	132	315	237	271	233	41	7	5	1,394
			11.0	9.5	22.6	17.0	19.4	16.7	2.9	0.5	0.4	100
		自立訓練	12	6	1	1	1					21
			57.1	28.6	4.8	4.8	4.8					100
		就労移行支援	11		1	1	1					14
			78.6		7.1	7.1	7.1					100
	就労継続支援A型	12	2	3		1					18	
		66.7	11.1	16.7		5.6					100	
	就労継続支援B型	108	37	59	14	10	2				230	
		47.0	16.1	25.7	6.1	4.3	0.9				100	
計		296	177	379	253	284	235	41	7	5	1,677	
		17.7	10.6	22.6	15.1	16.9	14.0	2.4	0.4	0.3	100	
多機能型事業所		96	113	359	82	163	116	25	5	4	963	
		10.0	11.7	37.3	8.5	16.9	12.0	2.6	0.5	0.4	100	
計 (II)		392	290	738	335	447	351	66	12	9	2,640	
		14.8	11.0	28.0	12.7	16.9	13.3	2.5	0.5	0.3	100	
うち施設入所支援		7	112	241	343	165	211	34	3	7	1,123	
		0.6	10.0	21.5	30.5	14.7	18.8	3.0	0.3	0.6	100	
合計 (I + II)		441	402	797	373	466	366	69	12	10	2,936	
		15.0	13.7	27.1	12.7	15.9	12.5	2.4	0.4	0.3	100	

表28は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員31名未満の事業所は843か所（28.7%）となり1.7ポイント増加した。一方、31～50名の事業所と51～100名の事業所は0.7ポイント減少し1,170か所（39.9%）、832か所（28.3%）、101～200名の事業所も0.3ポイント減少し81か所（2.8%）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40名の階層の構成比が最も高く738か所（28.0%）、次いで51～60名の階層447か所（16.9%）、20名以下の階層392か所（14.8%）、61～100名の階層351か所（13.3%）、41～50名の階層335か所（12.7%）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護は31～100名までの階層で2割前後と大きな偏りがなく、自立訓練や就労移行支援では20名以下の階層が大半（57.1%、78.6%）を占め、就労継続支援A型、B型も同様の傾向（20名以下の階層で66.7%、47.0%）であった。

なお、居住の場である施設入所支援においては31～50名の構成比が最も高く52.0%（584か所）、次いで51～100名の33.5%（376か所）となっており、101名以上も3.9%（44か所）であった。

表29 定員と現在員

施設種別	定員	現在員（措置・契約）			平成27年度 充足率（A）	平成26年度 充足率（B）	（A）－（B） 充足率増減		
		男	女	計					
児童福祉法	障害児入所施設	6,765	3,760	1,832	5,592	82.7	82.8	▲ 0.1	
	児童発達支援センター	4,384	4,358	1,549	5,907	134.7	124.7	10.0	
	計（Ⅰ）	11,149	8,118	3,381	11,499	103.1	98.5	4.6	
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護							
		生活介護	95,094	58,740	38,849	97,589	102.6	102.7	▲ 0.1
		自立訓練	2,283	1,031	575	1,606	70.3	77.3	▲ 7.0
		就労移行支援	3,851	1,871	864	2,735	71.0	80.3	▲ 9.2
		就労継続支援A型	1,082	755	293	1,048	96.9	97.1	▲ 0.3
		就労継続支援B型	25,488	16,478	10,184	26,662	104.6	104.6	0
		計（Ⅱ）	127,798	78,875	50,765	129,640	101.4	101.9	▲ 0.4
うち施設入所支援	63,916	37,218	24,932	62,150	97.2	97.1	0.2		
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		138,947	86,993	54,146	141,139	101.6	101.6	0	

表29は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体で見ると、前年（101.6%）と同率であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は82.7%と対前年比0.1ポイント減少し、児童発達支援センターについては134.7%と前年（124.7%）より10.0ポイント増加した。

成人の日中系事業全体で見ると、充足率は101.4%であった。事業種別毎にみると、生活介護102.6%、自立訓練70.3%、就労移行支援71.0%、就労継続支援A型96.9%、就労継続支援B型104.6%と事業によって充足率に若干の差があることがわかる。

なお、施設入所支援の充足率は97.2%であった。

## 2. 年齢別施設利用者数

表30は、年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体で見ると、利用者の最も多い年齢階層は、40～49歳の階層で、次いで多いのは30～39歳の階層であり、この両階層だけで41.6%を占める。

知的障害関係事業所の利用者のなかに、60歳以上の利用者の占める率は、毎年僅かずつ増加しており、今年も16.3%と前年度（16.1%）に比して0.2ポイント増加していた。利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年度（13,384人）より333人多い13,717人であるが、そのうち78.4%（10,753人）は施設入所支援に在籍している。

男女差をみると、男性が61.6%を占め、ほぼ例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男女がほぼ半々であるのに、18～60歳未満では男性が63.0%で、18歳未満の児童期では男児が70.6%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表30 年齢別施設利用者数

(人)

年 齢		0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80以上	不明	計		
児 童 福 祉 法	障害児 入所施設	男		68	587	730	1,044	314	434	262	200	79	16	20	4	2			3,760	
		女	1	34	289	352	554	163	129	82	94	82	23	23	5		1		1,832	
		計	1	102	876	1,082	1,598	477	563	344	294	161	39	43	9	2	1	0	5,592	
	児童発達支 援センター	男	317	3,424	553	35	23	6												4,358
		女	163	1,165	209	10	2													1,549
		計	480	4,589	762	45	25	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,907
	計 (I)	男	317	3,492	1,140	765	1,067	320	434	262	200	79	16	20						8,118
		女	164	1,199	498	362	556	163	129	82	94	82	23	23						3,381
		計	481	4,691	1,638	1,127	1,623	483	563	344	294	161	39	43	9	2	1	0	0	11,499
	障 害 者 総 合 支 援 法	療養介 護	男																	
女																				
計																				
日中系 (単独・多機能含む)		生活介 護	男			15	11	55	1,288	10,459	12,523	15,588	8,847	3,954	3,023	1,621	836	520		58,740
			女		3	10	8	17	611	5,323	6,894	8,856	7,109	3,631	2,968	1,838	956	625		38,849
			計	0	3	25	19	72	1,899	15,782	19,417	24,444	15,956	7,585	5,991	3,459	1,792	1,145	0	97,589
自立訓 練		男					24	315	341	101	97	98	35	13	4	3				1,031
		女					15	142	156	74	80	51	39	14	2	1	1			575
		計	0	0	0	0	39	457	497	175	177	149	74	27	6	4	1	0	0	1,606
就労移 行		男					65	422	744	299	225	95	20	1						1,871
		女					21	181	351	150	114	40	7							864
		計	0	0	0	0	86	603	1,095	449	339	135	27	1	0	0	0	0	0	2,735
就労継 続A型		男					20	199	207	165	123	33	7	1						755
		女					9	87	76	66	45	8	2							293
		計	0	0	0	0	29	286	283	231	168	41	9	1	0	0	0	0	0	1,048
就労継 続B型	男					16	478	4,428	3,872	3,715	2,284	939	494	172	61	19			16,478	
	女					5	259	2,451	2,496	2,487	1,434	572	331	102	32	15			10,184	
	計	0	0	0	0	21	737	6,879	6,368	6,202	3,718	1,511	825	274	93	34	0	0	26,662	
計 (II)	男					160	2,523	16,171	17,002	19,790	11,447	4,981	3,538	1,798	900	539			78,875	
	女					58	1,202	8,368	9,690	11,603	8,679	4,257	3,315	1,942	989	641			50,765	
	計	0	3	25	19	218	3,725	24,539	26,692	31,393	20,126	9,238	6,853	3,740	1,889	1,180	0	0	129,640	
うち施 設入所 支援	男					70	329	3,269	6,847	11,135	7,132	3,256	2,581	1,381	739	479			37,218	
	女					33	140	1,389	3,300	5,915	5,679	2,903	2,522	1,590	871	590			24,932	
	計	0	0	0	0	103	469	4,658	10,147	17,050	12,811	6,159	5,103	2,971	1,610	1,069	0	0	62,150	
合 計 (I + II)	男	317	3,492	1,140	765	1,227	2,843	16,605	17,264	19,990	11,526	4,997	3,558	1,798	900	539			86,993	
	女	164	1,199	498	362	614	1,365	8,497	9,772	11,697	8,761	4,280	3,338	1,942	989	641			54,146	
	計	481	4,694	1,663	1,146	1,841	4,208	25,102	27,036	31,687	20,287	9,277	6,896	3,749	1,891	1,181	0	0	141,139	

## (1) 児童福祉法事業

## ① 障害児入所施設

利用者(児)総数5,592人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は65.4%(3,659人)と前年度に比して0.9ポイント増加し、この事業種別が抱えてきた「過齡児」問題は未だ解消されていない。なお、この事業種別において、利用者の最も多いのは15～17歳の階層の28.6%で、次いで多いのは12～14歳の階層19.3%と続いている。

## ② 児童発達支援センター

この事業種別の利用児5,907人は、6歳未満の幼児が85.8%と非常に高い率を占めている。幼児の「早

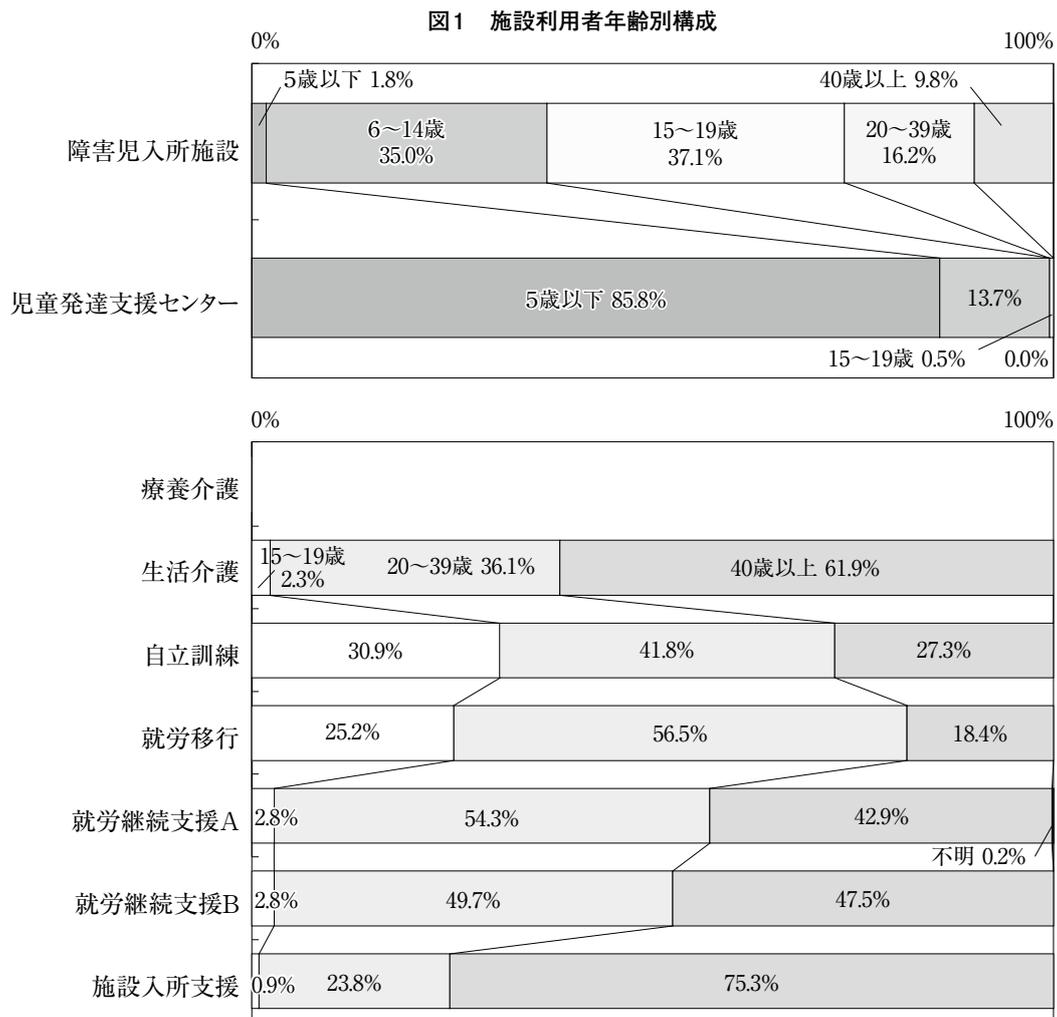
期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの顕れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は31人（0.5%）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に1割程度の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

## (2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者の多い年齢階層は、30～59歳までの3階層（64.4%）で、20～29歳の階層は7.5%であった。一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で29.5%、30～39歳の階層で24.5%、この両階層だけで54.0%を占める。その男女差をみると、男性が63.3%を占めている。これを年齢階層別でみると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では59.4%、就労移行では62.1%を占めている。



### 3. 施設・事業在籍年数

表31は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表32ではその構成比をみた。

表31 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数		05年未満	05～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男女	175	303	436	431	534	778	371	179	233	149	104	67	3,760
		男女	111	148	222	227	263	339	161	68	77	80	94	42	1,832
		計	286	451	658	658	797	1,117	532	247	310	229	198	109	5,592
	児童発達支援センター	男女	523	1,434	1,277	748	216							160	4,358
		男女	202	476	436	260	96							79	1,549
		計	725	1,910	1,713	1,008	312	0	0	0	0	0	0	239	5,907
	計（Ⅰ）	男女	698	1,737	1,713	1,179	750	778	371	179	233	149	104	227	8,118
		男女	313	624	658	487	359	339	161	68	77	80	94	121	3,381
		計	1,011	2,361	2,371	1,666	1,109	1,117	532	247	310	229	198	348	11,499
	障害者総合支援法	療養介護	男女												
男女															
計															
日中系（単独・多機能含む）生活介護		男女	952	1,928	2,758	3,180	27,538	21,878						506	58,740
		男女	612	1,214	1,584	2,002	18,685	14,237						515	38,849
		計	1,564	3,142	4,342	5,182	46,223	36,115	0	0	0	0	0	1,021	97,589
自立訓練		男女	79	347	356	122	97	25						5	1,031
		男女	51	157	202	71	57	22						15	575
		計	130	504	558	193	154	47	0	0	0	0	0	20	1,606
就労移行		男女	273	625	672	182	80	34						5	1,871
		男女	133	272	284	90	48	18						19	864
		計	406	897	956	272	128	52	0	0	0	0	0	24	2,735
就労継続A型		男女	22	61	67	62	244	289						10	755
		男女	10	28	22	33	96	104						0	293
		計	32	89	89	95	340	393	0	0	0	0	0	10	1,048
就労継続B型	男女	388	984	1,421	1,679	6,921	4,901						184	16,478	
	男女	267	598	718	886	4,442	3,090						183	10,184	
	計	655	1,582	2,139	2,565	11,363	7,991	0	0	0	0	0	367	26,662	
計（Ⅱ）	男女	1,714	3,945	5,274	5,225	34,880	27,127						710	78,875	
	男女	1,073	2,269	2,810	3,082	23,328	17,471						732	50,765	
	計	2,787	6,214	8,084	8,307	58,208	44,598	0	0	0	0	0	1,442	129,640	
うち施設入所支援	男女	509	808	1,213	1,121	2,129	5,075	5,416	5,396	8,460	4,674	2,149	268	37,218	
	男女	290	507	715	718	1,374	3,228	3,452	3,321	5,353	3,876	1,946	152	24,932	
	計	799	1,315	1,928	1,839	3,503	8,303	8,868	8,717	13,813	8,550	4,095	420	62,150	
合計（Ⅰ＋Ⅱ）	男女	2,412	5,682	6,987	6,404	35,630	27,905	371	179	233	149	104	937	86,993	
	男女	1,386	2,893	3,468	3,569	23,687	17,810	161	68	77	80	94	853	54,146	
	計	3,798	8,575	10,455	9,973	59,317	45,715	532	247	310	229	198	1,790	141,139	

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

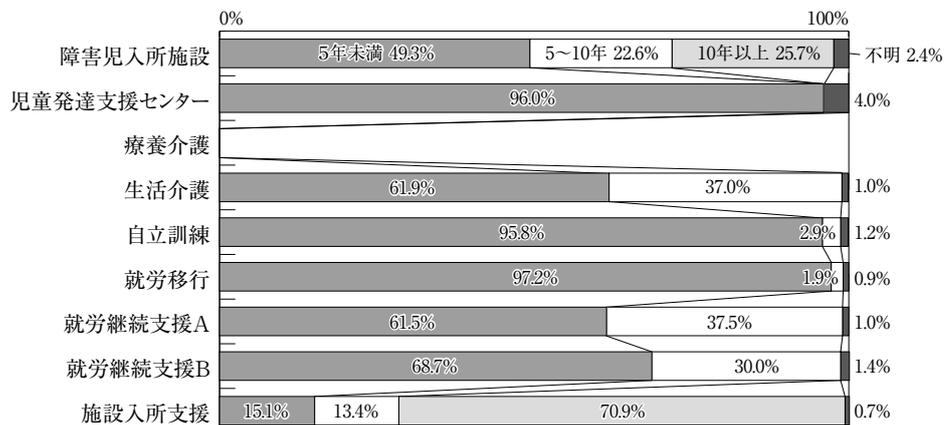


表32 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	5.1	8.1	11.8	11.8	14.3	20.0	9.5	4.4	5.5	4.1	3.5	1.9	100
	児童発達支援センター	12.3	32.3	29.0	17.1	5.3							4.0	100
	計（Ⅰ）	8.8	20.5	20.6	14.5	9.6	9.7	4.6	2.1	2.7	2.0	1.7	3.0	100
障害者総合支援法 日中系 （単独・多機能含む）	療養介護													
	生活介護	1.6	3.2	4.4	5.3	47.4	37.0						1.0	100
	自立訓練	8.1	31.4	34.7	12.0	9.6	2.9						1.2	100
	就労移行	14.8	32.8	35.0	9.9	4.7	1.9						0.9	100
	就労継続A型	3.1	8.5	8.5	9.1	32.4	37.5						1.0	100
	就労継続B型	2.5	5.9	8.0	9.6	42.6	30.0						1.4	100
	計（Ⅱ）	2.1	4.8	6.2	6.4	44.9	34.4						1.1	100
	うち施設入所支援	1.3	2.1	3.1	3.0	5.6	13.4	14.3	14.0	22.2	13.8	6.6	0.7	100
合計（Ⅰ＋Ⅱ）	2.7	6.1	7.4	7.1	42.0	32.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1	1.3	100	

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者が70.9%（前年比0.9ポイント減）を占めた。一方、20年以上の長期在籍者は、前年度（12.2%）より1.0ポイント増加し13.2%（737人）であった。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齡児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が44.6%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の newly 入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると90.7%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることを示している。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数62,150人のうち、在籍期間10年未満の利用者は17,687人（28.5%）一方、10年以上の利用者は44,043人（70.9%）、そのうち20年以上の在籍者は26,458人（42.6%）と10年以上在籍者の半数以上（60.1%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの理由ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において10年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年（特例3年）となっている自立訓練（生活訓練）と就労移行に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割を超える201人（12.5%）と180人（6.6%）となっているので更なる追跡調査が必要であろう。

## 4. 障害支援区分等の状況

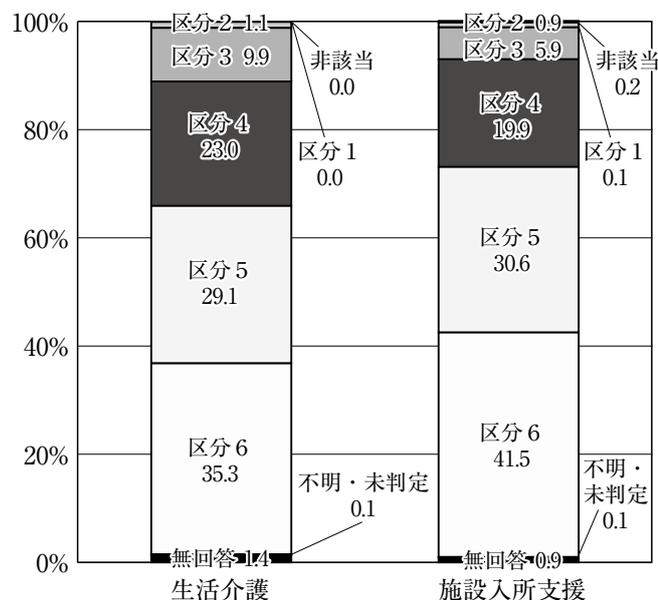
表33は障害支援区分の割合を示した表である。

表33 障害支援区分 (人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	6 0.0	108 0.2
区分1	36 0.0	62 0.1
区分2	1,109 1.1	575 0.9
区分3	9,679 9.9	3,650 5.9
区分4	22,492 23.0	12,366 19.9
区分5	28,438 29.1	18,998 30.6
区分6	34,415 35.3	25,812 41.5
不明・ 未判定	70 0.1	49 0.1
無回答	1,344 1.4	530 0.9
計	97,589 100	62,150 100

※多機能型「生活介護」を含む

図3 障害支援区分



施設入所支援の利用者数は62,150人で、区分6が41.5%（前年度37.9%）、区分5が30.6%（同30.5%）、区分4が19.9%（同22.1%）となっており、区分4～6の合計は92.0%（同90.5%）。生活介護の利用者数は97,589人（前年度100,673人）で、区分6が35.3%（同32.1%）、区分5が29.1%（同28.6%）、区分4が23.0%（同24.5%）で、区分4～6の合計は87.5%（同88.2%）となっている。

## 5. 療育手帳程度別在所者数

表34は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。各事業の分布を見ると、施設入所支援、生活介護で最重度・重度の割合が高く（75.8%、74.3%）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援センターでは中軽度の割合が高い。

前年度調査と比較すると、ほぼすべての事業において、最重度・重度が微減していた。

表34 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
最重度・重度	2,629	745	3,374		72,492	253	237	44	7,724	80,750	47,085	84,124
	47.0	12.6	29.3		74.3	15.8	8.7	4.2	29.0	62.3	75.8	59.6
中軽度	2,193	2,476	4,669		17,531	1,045	1,978	704	14,744	36,002	11,720	40,671
	39.2	41.9	40.6		18.0	65.1	72.3	67.2	55.3	27.8	18.9	28.8
不所持・不明	470	2,423	2,893		2,285	174	323	68	1,525	4,375	628	7,268
	8.4	41.0	25.2		2.3	10.8	11.8	6.5	5.7	3.4	1.0	5.1
無回答	300	263	563		5,281	134	197	232	2,669	8,513	2,717	9,076
	5.4	4.5	4.9		5.4	8.3	7.2	22.1	10.0	6.6	4.4	6.4
計	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

## 6. 身体障害の状況

表35 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
視覚	53	10	63		2,483	9	9	2	211	2,714	1,833	2,777
	5.8	2.1	4.5		12.5	6.1	7.1	3.6	8.7	12.0	15.0	11.5
聴覚	46	45	91		1,960	13	15	7	271	2,266	1,515	2,357
	5.0	9.4	6.5		9.8	8.8	11.8	12.7	11.1	10.0	12.4	9.8
平衡	17	10	27		392		1		26	419	282	446
	1.9	2.1	1.9		2.0		0.8		1.1	1.8	2.3	1.9
音声・言語又は 咀嚼機能	20	5	25		2,379	7	5	1	166	2,558	1,889	2,583
	2.2	1.0	1.8		12.0	4.7	3.9	1.8	6.8	11.3	15.4	10.7
肢体不自由	776	312	1,088		13,270	91	68	42	1,488	14,959	7,490	16,047
	84.9	64.9	78.0		66.7	61.5	53.5	76.4	61.0	66.0	61.2	66.7
内部障害	35	75	110		1,678	11	17	6	372	2,084	1,022	2,194
	3.8	15.6	7.9		8.4	7.4	13.4	10.9	15.3	9.2	8.4	9.1
手帳所持者実数 %	914	481	1,395		19,903	148	127	55	2,439	22,672	12,231	24,067
	16.3	8.1	12.1		20.4	9.2	4.6	5.2	9.1	17.5	19.7	17.1
現在員	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表36 身体障害手帳程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法					計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型				就労継続 B型
1級	504	259	763		6,943	37	22	13	529	7,544	3,266	8,307
	55.1	53.8	54.7		34.9	25.0	17.3	23.6	21.7	33.3	26.7	34.5
2級	243	119	362		5,463	41	28	10	638	6,180	3,481	6,542
	26.6	24.7	25.9		27.4	27.7	22.0	18.2	26.2	27.3	28.5	27.2
3級	95	46	141		3,262	23	21	10	513	3,829	2,333	3,970
	10.4	9.6	10.1		16.4	15.5	16.5	18.2	21.0	16.9	19.1	16.5
4級	31	23	54		2,272	7	17	10	373	2,679	1,761	2,733
	3.4	4.8	3.9		11.4	4.7	13.4	18.2	15.3	11.8	14.4	11.4
5級	22	6	28		1,127	4	14	6	195	1,346	781	1,374
	2.4	1.2	2.0		5.7	2.7	11.0	10.9	8.0	5.9	6.4	5.7
6級	19	28	47		836	11	13	6	191	1,057	609	1,104
	2.1	5.8	3.4		4.2	7.4	10.2	10.9	7.8	4.7	5.0	4.6
不明・無回答						25	12			37		37
						16.9	9			0.2		0.2
計	914	481	1,395		19,903	148	127	55	2,439	22,672	12,231	24,067
	16.3	8.1	12.1		20.4	9.2	4.6	5.2	9.1	17.5	19.7	17.1
現在員	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

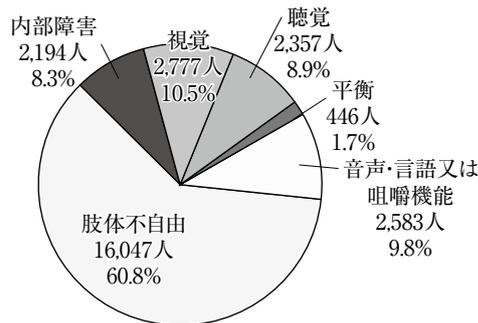


表35は、有効回答のあった2,936事業所の全利用者141,139人における身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を持っているのは24,067人で、全利用者141,139人の約6人に1人は身体障害者手帳を所持していることになる。経年の傾向をみると、平成23年度15.8%、平成24年度16.2%、平成25年度16.8%、平成26年度17.1%、そして今年度調査17.1%となっており、年度により若干の差異はあるものの、ほぼ16~17%の間で推移している。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体で66.7%と最も多く、事業種別に見てもほぼ50%~80%を占めている。他の視覚、聴覚、音声・言語又は咀嚼機能、内部障害は10%前後、平衡は1.9%となっている。

手帳所持者の日中活動の利用状況では、最も多かったのは生活介護の19,903人（手帳所持者の82.7%）で、他の日中活動事業種と比較して圧倒的な割合であった。

表36は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。いずれの事業も1・2級で約半数を占めており、特に障害児入所施設と児童発達支援センターでは80%近くとなっている。

全体で、上位3位は1級、2級、3級の順となっているが、事業別に見ると、就労移行支援、就労継続支援B型、施設入所支援では1級と2級の1位2位が逆転していた。

## 7. 精神障害の状況

表37 精神障害の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
自閉スペクトラム症(広汎性発達障害、自閉症など)	1,443	2,487	3,930		13,975	169	357	28	2,019	16,548	8,281	20,478
	25.8	42.1	34.2		14.3	10.5	13.1	2.7	7.6	12.8	13.3	14.5
統合失調症	39		39		5,205	106	139	42	937	6,429	4,618	6,429
	0.7		0.3		5.3	6.6	5.1	4.0	3.5	5.0	7.4	4.6
気分障害(周期性精神病、うつ病性障害など)	38		38		1,468	26	79	16	258	1,847	1,287	1,885
	0.7		0.3		1.5	1.6	2.9	1.5	1.0	1.4	2.1	1.3
てんかん性精神病	122	30	152		3,703	18	19	5	315	4,060	3,107	4,212
	2.2	0.5	1.3		3.8	1.1	0.7	0.5	1.2	3.1	5.0	3.0
その他(強迫性、心因反応、神経症様反応など)	89	89	178		3,150	41	65	12	372	3,640	2,847	3,818
	1.6	1.5	1.5		3.2	2.6	2.4	1.1	1.4	2.8	4.6	2.7
現在員	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表38 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1級	8		8		553	21	20	3	155	752	422	760
	17.0		11.8		40.1	15.0	5.8	3.4	15.5	25.5	40.2	25.2
2級	27	9	36		608	85	214	54	649	1,610	409	1,646
	57.4	42.9	52.9		44.1	60.7	62.2	62.1	64.8	54.6	39.0	54.5
3級	5	12	17		108	30	100	27	172	437	68	454
	10.6	57.1	25.0		7.8	21.4	29.1	31.0	17.2	14.8	6.5	15.0
不明・無回答	7		7		109	4	10	3	25	151	151	158
	10.3		10.3		7.9	2.9	2.9	3.4	2.5	5.1	14.4	5.2
計	47	21	68		1,378	140	344	87	1,001	2,950	1,050	3,018
	0.8	0.4	0.6		1.4	8.7	12.6	8.3	3.8	2.3	1.7	2.1
現在員	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表37は、精神障害の状況として、現在員の中で医師の診断名がついている人数を事業種別毎に整理したものである(複数計上有り)。「自閉スペクトラム症(広汎性発達障害、自閉症など)」が最も高く、全体で20,478人(14.5%)、次いで「統合失調症」が6,429人(4.6%)、「てんかん性精神病」4,212人(3.0%)となっている。

「自閉スペクトラム症(広汎性発達障害、自閉症など)」は、児童発達支援センターで42.1%、障害児

入所施設で25.8%を占め、全体のなかで突出して高く、生活介護14.3%、施設入所支援13.3%も他に比して高率である。

表38は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を事業種別と手帳の級別に示したものである。手帳所持者は全体で3,018人であり、現在員数に対する割合は2.1%と身体障害者手帳と比して著しく低い。しかし、昨年度の2,806人（1.9%）に対して微増している。精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも低い割合の理由と考えられる。

手帳所持者の等級を見ると、2級が54.5%と最も高く、事業別は生活介護と施設入所支援の1級の占める割合が高い。

## 8. 「てんかん」の状況

表39 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
「てんかん」として現在服薬中のもの	1,117	275	1,392		27,971	131	195	52	3,101	31,450	19,297	32,842
	20.0	4.7	12.1		28.7	8.2	7.1	5.0	11.6	24.3	31.0	23.3
現在員	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表39は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員141,139人中32,842人(23.3%)、4.3人に1人がてんかん薬を服薬していた。事業種別では、生活介護(28.7%)が最も高く、次いで障害児入所施設(20.0%)、就労継続支援B型(11.6%)となっている。また、生活介護利用者の多くが利用する施設入所支援(31.0%)も同様に高くなっている。

## 9. 認知症の状況

表40 認知症の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
医師により認知症と診断されている人数	2		2		742	1	5		38	786	654	788
	0.04		0.02		0.76	0.06	0.18		0.14	0.61	1.05	0.56
現在員	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表40は、医師により認知症と診断されている人数を事業種別毎に表したものである。全体で788人、0.56%であった。事業種別では、生活介護0.76%（742人）が最も高く、次いで就労移行支援0.18%（5人）、就労継続支援B型0.14%（38人）の順となっている。全体の比率が前年度の0.46%から0.56%と0.1ポイント増加しており、全体の約8割以上は施設入所支援利用者となっていた。

## 10. 触法障害者の状況

表41 地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数

(下段は%)

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計	
人数	5 1.05	62 0.10	67 0.11	地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者67人は、加算対象事業所の現在員62,624人の0.11%にあたる。
該当事業種別の現在員	474	62,150	62,624	上記利用者のいる30施設は、該当事業種別の施設数1,149施設の2.61%にあたる。
対象者のいる施設数	2 7.69	28 2.49	30 2.61	
該当事業種別の施設数	26	1,123	1,149	

表41は、施設入所支援及び自立訓練（宿泊型）において、地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数を示したものである。

67人が加算の対象となっており、該当事業所の現在員数の0.11%であった。また、事業所数で見ると30か所となっており、該当事業所の2.61%となっている。

表42 矯正施設を退所した利用者数

(人・下段は%)

矯正施設	児童福祉法		計 (I)	障害者総合支援法						計 (II)		計 (I+II)	当該設問 の回答	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養 介護	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A型	就労継続 B型	うち施設 入所支援	うち施設 入所支援		施設数	うち施設 入所支援
刑務所					50 62.5	15 62.5	10 43.5	1 100	46 90.2	122 68.2	53 59.6	122 66.7	90 61.6	40 56.3
少年 刑務所					1 1.3					1 0.6	1 1.1	1 0.5	1 0.7	1 1.4
拘置所					17 21.3	4 16.7	4 17.4		2 3.9	27 15.1	17 19.1	27 14.8	24 16.4	12 16.9
少年院	1 25.0		1 25.0		9 11.3	2 8.3	9 39.1		3 5.9	23 12.8	15 16.9	24 13.1	24 16.4	15 21.1
少年 鑑別所	3 75.0		3 75.0		3 3.8	2 8.3				5 2.8	3 3.4	8 4.4	6 4.1	3 4.2
婦人 補導員						1 4.2				1 0.6		1 0.5	1 0.7	
計	4 0.07		4 0.03		80 0.08	24 1.49	23 0.84	1 0.10	51 0.19	179 0.14	89 0.14	183 0.13	146 4.97	71 100
現在員	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139	2,936	有効回 答施設

表42は、矯正施設を退所した利用者数を示したものである。当該設問の回答事業所2,936か所、141,139名のうち、146か所（4.97%）の事業所において183人（0.13%）が矯正施設を退所して利用している。

施設入所支援で見た場合、71事業所で89人が該当しているが、表41の結果と比較すると、加算対象となる可能性のある利用者においても、加算を受けていない状況があることが推測される。ただし、地域生活移行個別支援特別加算がスタートする以前の矯正施設退所利用者も含まれている可能性があり、追跡調査を行う必要がある。

表43 執行猶予・不起訴等となった利用者数

	保護観察付 執行猶予		執行猶予		不起訴・ 起訴猶予		計	うち施設 入所支援計
	うち施設 入所支援	うち施設 入所支援	うち施設 入所支援	うち施設 入所支援				
人 数	58	17	16	8	47	22	121	47
受け入れのあった施設数	51	15	16	8	40	16	107	39

執行猶予、不起訴等となった利用者121人は、現在員141,139人の0.09%にあたる。  
上記利用者のいる107施設は、回答施設2,936施設の3.64%にあたる。

表43は、執行猶予・不起訴等となった利用者数を示したものである。当該設問の回答事業所の3.64% (107か所) で受け入れがあり、利用者数は現在員の0.09% (121人) となっている。最も多かったのが「保護観察付執行猶予」で58人 (47.9%)、次いで「不起訴・起訴猶予」47人 (38.8%)、「執行猶予」16人 (13.2%) の順となっている。

また、受け入れのあった施設107か所の内、施設入所支援は39か所であり、日中活動事業所での受け入れも、一定数あることが読み取れる。

表42の矯正施設を退所した利用者数と合わせると、現在員数の0.22% (304人) が、矯正施設に入所等していた、もしくは執行猶予・不起訴等となった触法障害者であり、今回の調査では問うていないが、警察で取調を受ける、もしくは拘留された利用者も合わせると、本調査結果より多くの触法障害者を受け入れていることになろう。触法障害者の処遇にあたり、障害者支援施設及び日中活動事業所が担う役割は大きいと言える。

## 11. 支援度

支援度は、表44〈支援度の指標〉をもとに、「ほとんど支援の必要がない」とする5級から、「常時全ての面で支援を必要」とする1級まで、支援の必要の度合いを1級きざみの5段階で評価したもので、表45-1～表45-3は、日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表44 〈支援度の指標〉

支援の程度 項目	1級 常時全ての面で支援が必要	2級 常時多くの面で支援が必要	3級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4級 点検、注意又は配慮が必要	5級 ほとんど支援の必要がない
日常生活面	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表45-1 支援度－日常生活面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法			障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター	計(Ⅰ)	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	1,022	364	1,386		16,483	16	4		141	16,644	11,904	18,030
	18.3	6.2	12.1		16.9	1.0	0.1		0.5	12.8	19.2	12.8
2級	1,329	1,405	2,734		32,149	119	97	14	1,627	34,006	22,290	36,740
	23.8	23.8	23.8		32.9	7.4	3.5	1.3	6.1	26.2	35.9	26.0
3級	1,375	1,882	3,257		29,914	503	434	90	6,437	37,378	18,374	40,635
	24.6	31.9	28.3		30.7	31.3	15.9	8.6	24.1	28.8	29.6	28.8
4級	1,115	1,220	2,335		14,466	681	1,125	343	10,399	27,014	7,869	29,349
	19.9	20.7	20.3		14.8	42.4	41.1	32.7	39.0	20.8	12.7	20.8
5級	432	491	923		3,449	273	1,054	490	7,399	12,665	1,495	13,588
	7.7	8.3	8.0		3.5	17.0	38.5	46.8	27.8	9.8	2.4	9.6
不明	319	545	864		1,128	14	21	111	659	1,933	218	2,797
	5.7	9.2	7.5		1.2	0.9	0.8	10.6	2.5	1.5	0.4	2.0
計	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表45-2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	695	442	1,137		15,033	24	5		202	15,264	10,903	16,401
	12.4	7.5	9.9		15.4	1.5	0.2		0.8	11.8	17.5	11.6
2級	1,450	1,364	2,814		27,007	138	106	24	1,925	29,200	18,747	32,014
	25.9	23.1	24.5		27.7	8.6	3.9	2.3	7.2	22.5	30.2	22.7
3級	1,604	1,893	3,497		33,175	595	684	164	8,015	42,633	21,201	46,130
	28.7	32.0	30.4		34.0	37.0	25.0	15.6	30.1	32.9	34.1	32.7
4級	868	1,090	1,958		15,771	603	1,024	273	9,181	26,852	8,980	28,810
	15.5	18.5	17.0		16.2	37.5	37.4	26.0	34.4	20.7	14.4	20.4
5級	635	567	1,202		5,452	231	914	476	6,589	13,662	2,073	14,864
	11.4	9.6	10.5		5.6	14.4	33.4	45.4	24.7	10.5	3.3	10.5
不明	340	551	891		1,151	15	2	111	750	2,029	246	2,920
	6.1	9.3	7.7		1.2	0.9	0.1	10.6	2.8	1.6	0.4	2.1
計	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表45-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	330	81	411		5,572	10	3		58	5,643	4,304	6,054
	5.9	1.4	3.6		5.7	0.6	0.1		0.2	4.4	6.9	4.3
2級	734	252	986		16,682	40	29	3	560	17,314	12,554	18,300
	13.1	4.3	8.6		17.1	2.5	1.1	0.3	2.1	13.4	20.2	13.0
3級	1,306	443	1,749		32,311	275	237	83	3,797	36,703	22,015	38,452
	23.4	7.5	15.2		33.1	17.1	8.7	7.9	14.2	28.3	35.4	27.2
4級	1,937	682	2,619		33,089	736	992	281	10,701	45,799	20,331	48,418
	34.6	11.5	22.8		33.9	45.8	36.3	26.8	40.1	35.3	32.7	34.3
5級	931	3,751	4,682		8,248	531	1,423	552	10,715	21,469	2,394	26,151
	16.6	63.5	40.7		8.5	33.1	52.0	52.7	40.1	16.6	3.9	18.5
不明	354	698	1,052		1,687	14	51	129	861	2,742	552	3,794
	6.3	11.8	9.1		1.7	0.9	1.9	12.3	3.2	2.1	0.9	2.7
計	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,692	129,670	62,150	141,169
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

児童施設（障害児入所施設・児童発達支援センター）の場合、日常生活面は1級、2級、3級を合わせると64.2%、行動面についても、1級、2級、3級を合わせると64.8%となり支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級（34.6%）が、児童発達支援センターでは5級（63.5%）がそれぞれ最も高率であり、比較的支援度は低いものの、精神障害、身体障害との重複障害等により医療・看護面での支援が必要な児童も一定数いることがわかる。

障害者総合支援法による事業においては、事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると、生活介護が特に2～3級に集中しているのに対して、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の3事業は4～5級が、また、自立訓練は3～4級が多数を占めている。さらに、精神障害、身体障害との重複障害等により重度者が多く、医療・看護面での支援を必要としている生活介護及び、施設入所支援では、支援度の最も高い1級の割合が、他の種別に比して日常生活面、行動面、保健面ともに高率であった。

## 12. 医療的ケアの実施状況

表46は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、延べ8,031人（5.69%）が何らかの医療的ケアを必要としている。前年度は5.51%、前々年度は4.92%であったため、年々全体的に医療的ケアの必要度は増していることがうかがえる。

障害者総合支援法による事業は、事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違がみられた。

生活介護においては、「浣腸」が最も高く2.87%（2,800人）次いで「喀痰吸引」0.54%（523人）、「経管栄養の注入・水分補給」0.51%（498人）、「カテーテル管理」0.40%（389人）となっている。また自立訓練で医療的ケアを実施している事業所が、前年度（1.22%）に比べて今年度は5.60%と高い数値となっている。医療的ケアの内容は「浣腸」が最も高く2.30%、次いで「喀痰吸引」0.62%（10人）、「経管栄養の注入・水分補給」0.62%（10人）となっている。

障害児入所施設では、生活介護と同様に「浣腸」が他の項目に比して高率で7.80%（436人）、次いで「経管栄養の注入・水分補給」4.65%（260人）、「喀痰吸入」3.06%（171人）、「吸入」2.49%（139人）となっている。

なお、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型においても、わずかではあるが前年度に比べて医療的ケアの必要度が高まっており、療養介護を除く障害者総合支援法の全事業種別において「喀痰吸引」「経管栄養の注入・水分補給」「インシュリン療法」「導尿」が、実施されている。前年度は「インシュリン療法」のみであったことを考えると、数値の高さだけでなく、年々個別に多様なケアが必要となってきた状況がうかがえる。

表46 医療的ケアの実施状況

(延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別計の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
点滴の管理 (持続的)					17					17	17	17
					0.3					0.3	0.4	0.2
					0.02					0.01	0.03	0.01
中心静脈栄養 (ポートも含む)	3		3		7					7	7	10
	0.2		0.2		0.1					0.1	0.1	0.1
	0.05		0.03		0.01					0.01	0.01	0.01
ストーマの管理 (人工肛門・人 膀胱)	11	3	14		199		3		23	225	171	239
	0.8	2.2	0.9		3.3		5.5		8.4	3.4	3.6	3.0
	0.20	0.05	0.12		0.20		0.11		0.09	0.17	0.28	0.17
酸素療法	64	10	74		101	3			8	112	40	186
	4.7	7.4	4.9		1.7	3.3			2.9	1.7	0.8	2.3
	1.14	0.17	0.64		0.10	0.19			0.03	0.09	0.06	0.13
吸入	139	6	145		181	2			9	192	87	337
	10.2	4.4	9.6		3.0	2.2			3.3	2.9	1.8	4.2
	2.49	0.10	1.26		0.19	0.12			0.03	0.15	0.14	0.24
人工呼吸器の管 理(侵襲、非侵 襲含む)	77	2	79		49	1			2	52	12	131
	5.6	1.5	5.3		0.8	1.1			0.7	0.8	0.3	1.6
	1.38	0.03	0.69		0.05	0.06			0.01	0.04	0.02	0.09
気管切開の管理	113	16	129		112		2	1	12	127	10	256
	8.3	11.8	8.6		1.8		3.6	20.0	4.4	1.9	0.2	3.2
	2.02	0.27	1.12		0.11		0.07	0.10	0.05	0.10	0.02	0.18
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・ カニューレ内)	171	52	223		523	10	3	1	15	552	140	775
	12.5	38.2	14.8		8.6	11.1	5.5	20.0	5.5	8.5	3.0	9.7
	3.06	0.88	1.94		0.54	0.62	0.11	0.10	0.06	0.43	0.23	0.55
経管栄養の注入・水 分補給(胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養)	260	32	292		498	10	5	1	24	538	132	830
	19.0	23.5	19.4		8.2	11.1	9.1	20.0	8.7	8.2	2.8	10.3
	4.65	0.54	2.54		0.51	0.62	0.18	0.10	0.09	0.41	0.21	0.59
インシュリン 療法	11	3	14		238	3	12	1	47	301	188	315
	0.8	2.2	0.9		3.9	3.3	21.8	20.0	17.1	4.6	4.0	3.9
	0.20	0.05	0.12		0.24	0.19	0.44	0.10	0.18	0.23	0.30	0.22
導尿	29	5	34		314	7	4	1	27	353	241	387
	2.1	3.7	2.3		5.1	7.8	7.3	20.0	9.8	5.4	5.1	4.8
	0.52	0.08	0.30		0.32	0.44	0.15	0.10	0.10	0.27	0.39	0.27
カテーテルの管 理(コンドーム・ 留置・膀胱ろう)	15	1	16		389	7	4		15	415	354	431
	1.1	0.7	1.1		6.4	7.8	7.3		5.5	6.4	7.5	5.4
	0.27	0.02	0.14		0.40	0.44	0.15		0.06	0.32	0.57	0.31
浣腸(市販以外 の座薬も含む)	436	5	441		2,800	37	19		78	2,934	2,775	3,375
	31.9	3.7	29.3		45.9	41.1	34.5		28.4	44.9	58.7	42.0
	7.80	0.08	3.84		2.87	2.30	0.69		0.29	2.26	4.47	2.39
排便	27	1	28		293	6	2		8	309	233	337
	2.0	0.7	1.9		4.8	6.7	3.6		2.9	4.7	4.9	4.2
	0.48	0.02	0.24		0.30	0.37	0.07		0.03	0.24	0.37	0.24
じょく瘡の処置	11		11		382	4	1		7	394	322	405
	0.8		0.7		6.3	4.4	1.8		2.5	6.0	6.8	5.0
	0.20		0.10		0.39	0.25	0.04		0.03	0.30	0.52	0.29
疼痛の管理 (がん末期のペイ ンコントロール)					22					22	17	22
					0.4					0.3	0.4	0.3
					0.02					0.02	0.03	0.02
計	1,367	136	1,503		6,103	90	55	5	275	6,528	4,729	8,031
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100
	24.45	2.30	13.07		6.25	5.60	2.01	0.48	1.03	5.04	7.61	5.69
全利用者実数	5,592	5,907	11,499		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	62,150	141,139

### 13. 複数事業利用者の状況

表47は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。（※定期的に利用する日中活動サービスとは、療養介護、生活介護、宿泊型を除く自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園を指す）

児童発達支援センター及び日中活動事業利用者全体の7.5%が、複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度（6.5%）より1.0ポイント増加している。事業種別毎にみると、児童発達支援センターで現在員の16.0%となっており、前年度（20.5%）に比べて減少しているものの、6～7人に1人は幼稚園や保育園等の何らかの日中活動サービスを併用している結果となっており、注目される場所である。また、障害者総合支援法に基づく事業においては7.1%と前年度（6.0%）より1.1ポイント増えており、中でも自立訓練で複数の事業を利用している利用者が最も多く16.1%であり、前年度（6.9%）に比して大きく増加している。以下、就労移行支援の14.1%（前年度8.3%）、就労継続支援A型の8.8%（同0.3%）と続くが、これらの事業においても大幅な増加が見られている。

表47 複数事業利用者数

（人・下段は%）

	児童福祉法(I)	障害者総合支援法							合計 (I + II)
		日中系(単独・多機能含む)						計(II)	
		児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型		
複数事業 利用人数	944		6,935	259	385	92	1,550	9,221	10,165
人 %	16.0		7.1	16.1	14.1	8.8	5.8	7.1	7.5
複数利用ありの 事業所数	57		746	42	37	7	243	1,075	1,132
現在員	5,907		97,589	1,606	2,735	1,048	26,662	129,640	135,547

### 14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表48に示したとおり、日中活動事業利用者の生活の場で最も多いのは「施設入所支援」で、全体の37.6%（前年度40.1%）となっている。次いで、「家庭」の34.5%（同35.8%）、「グループホーム・生活寮等」の11.2%（同12.0%）と続く。「施設入所支援」については、事業の特性上、生活介護が47.7%と最も高率であり、次いで自立訓練で14.1%、就労移行支援で8.8%の順となっている。

一方、事業種別毎にみると、就労移行支援と就労継続支援B型では「家庭」がそれぞれ66.4%（前年度67.1%）、61.9%（同64.4%）となっており、他の事業種別に比して高率となっている。また、就労継続支援A型においても、「家庭」が50.9%（同43.5%）と半数を占めており、「グループホーム・生活寮等」36.8%（同45.3%）を上回る結果となった。

表48 日中活動利用者の生活の場の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法(I)	障害者総合支援法						計(II)	合計 (I+II)
	児童発達支援センター	日中系(単独・多機能含む)							
		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型		
家庭	3,234 54.7		25,118 25.7	697 43.4	1,815 66.4	533 50.9	16,511 61.9	44,674 34.5	47,908 35.3
アパート等			412 0.4	31 1.9	112 4.1	52 5.0	824 3.1	1,431 1.1	1,431 1.1
グループホーム・生活寮等			7,617 7.8	216 13.4	480 17.6	386 36.8	5,771 21.6	14,470 11.2	14,470 10.7
自立訓練(宿泊型)			113 0.1	168 10.5	29 1.1	3 0.3	36 0.1	349 0.3	349 0.3
福祉ホーム			226 0.2		2 0.1		72 0.3	300 0.2	300 0.2
施設入所支援			46,586 47.7	227 14.1	241 8.8		1,700 6.4	48,754 37.6	48,754 36.0
その他	15 0.3		409 0.4	25 1.6	13 0.5	4 0.4	86 0.3	537 0.4	552 0.4
不明・無回答	2,658 45.0		17,108 17.5	242 15.1	43 1.6	70 6.7	1,662 6.2	19,125 14.8	21,783 16.1
計	5,907 100		97,589 100	1,606 100	2,735 100	1,048 100	26,662 100	129,640 100	135,547 100

## 15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表49は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであり、突出して多いのは「同一法人敷地内で活動」の84.6%となっている。前年度(91.3%)よりは6.7ポイント減少しているものの、「他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動」は0.3%で、前年度(0.2%)に比して0.1ポイントの増加にとどまっている。また、「同一法人で別の場所(敷地外)で活動」及び、「その他の日中活動事業所等で活動」についても、ともに若干ではあるが、前年度に比して減少していることから、障害者総合支援法の理念である昼夜分離が、実態としては進んでいない様子がうかがえる。

表49 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	52,594	84.6
同一法人で別の場所(敷地外)で活動	2,055	3.3
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	183	0.3
その他の日中活動事業所等で活動	174	0.3
不明・無回答	7,144	11.5
計	62,150	100

## 16. 入退所の状況

表50は、調査基準日より過去一年間における入所率を示したものである。1年間の新規入所者数（利用者数）は全体で31,918人、入所率は23.0%となり、前年度の25.2%から2.2ポイント減少、前々年度からは、8ポイント減少している。

事業種別でみると児童発達支援センターはその特性から58.6%と他事業所に比して高く、利用期限のない生活介護（16.3%）、就労継続支援A型（33.8%）、就労継続支援B型（31.3%）は、有期限の就労移行支援（65.0%）、自立訓練（52.7%）と比べると低率となっている。

また、居住の場である障害児入所施設は26.8%、施設入所支援は12.9%となっており、同様に低率であるが障害児入所施設の方が高率であった。前年度より障害児入所施設は、1ポイント、施設入所支援は、0.9ポイントの増加となっている。

表51の過去一年間の退所率は、生活介護3.7%、施設入所支援3.9%、就労継続支援A型7.0%、就労継続支援B型6.8%となっており、利用者が固定化していることのあらわれと思われる。

表50 入所者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型				就労継続B型
入所者総数(人)	1,812	2,568	4,380		15,479	1,204	2,502	366	7,987	27,538	8,220	31,918
入所率(%)	26.8	58.6	39.3		16.3	52.7	65.0	33.8	31.3	21.5	12.9	23.0

※ 入所率 = 入所者総数 / 定員 × 100

表51 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法					計(Ⅱ)	うち施設入所支援	計(Ⅰ+Ⅱ)	
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型				就労継続B型
退所者総数(人)	748	1,519	2,267		3,701	707	1,364	79	1,957	7,808	2,533	10,075
退所率(%)	11.8	20.5	16.5		3.7	30.6	33.3	7.0	6.8	5.7	3.9	6.7

※ 退所率 = 退所者数 / (現員 + 退所者数) × 100

### (1) 入所前の状況

表52は、過去一年間における新規利用者の入所前（利用前）の「生活の場」を示したものである。児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」が最も多くなっており、入所系においては、障害児入所施設は、家庭（70.0%）から、施設入所支援では、他の施設入所支援（48.9%）が最多であった。生活介護と自立訓練の2位は施設入所支援、就労系3事業の2位はグループホーム・生活寮等と事業の特性が反映されていた。

表53は、1年間の新規利用者の入所前（利用前）の「活動の場」を示したものである。同じ事業種別

の他事業所から移行してきた者が1位を占めているのは生活介護（50.3%）、次いで就労継続支援B型（27.0%）でこの傾向はここ数年来見られている。おそらく、同一法人内における事業所の再編成や、入所施設（生活介護）からの地域移行によって日中活動においては同事業種別の他事業所を新規に利用などが考えられる。

特別支援学校（高等部を含む）からの新規利用者は、自立訓練（31.1%）、就労移行支援（25.6%）、就労継続支援B型（18.2%）、生活介護（14.5%）、就労継続支援A型（12.3%）となっており、新卒の利用者の受け入れが多い実態がうかがえ、家庭からの新規利用も同じ傾向にあった。

表52 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	70.0	96.4	85.5		53.7	58.0	74.3	66.4	74.5	61.9	28.1	65.2
2. アパート等(主に単身)	0.2	0.4	0.3		0.8	3.1	3.4	6.6	2.6	1.8	0.5	1.6
3. グループホーム・生活寮等	2.8	2.1	2.4		6.6	7.6	10.2	8.7	12.4	8.7	3.5	7.8
4. 社員寮・住み込み等					0.1		0.0		0.1	0.1	0.3	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎						0.2	0.2		0.0	0.0	0.0	0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.4	0.2	0.3		1.5	5.1	1.9	1.4	1.6	1.7	2.2	1.5
7. 障害児入所施設(福祉型・医療型)	6.1	0.0	2.6		4.0	4.2	0.8	3.6	0.5	2.7	8.4	2.7
8. 児童養護施設	7.3	0.2	3.1		0.5	3.6	0.8	4.4	0.2	0.6	1.2	1.0
9. 知的障害者福祉ホーム					0.1	1.4			0.2	0.2	0.1	0.2
10. 救護施設	0.2		0.1		0.0	0.2	0.1		0.1	0.1	0.0	0.1
11. 老人福祉・保健施設		0.0	0.0		0.1				0.0	0.1	0.0	0.1
12. 一般病院・老人病院	0.4		0.2		0.2	0.9	0.0		0.1	0.2	0.3	0.2
13. 精神科病院	1.4	0.0	0.6		2.2	3.6	0.4	1.1	0.6	1.6	4.0	1.5
14. 施設入所支援	9.2	0.5	4.1		28.9	8.8	6.2	5.7	6.4	19.1	48.9	17.0
15. 自立訓練(宿泊型)	0.1		0.0		0.1	1.2	0.3		0.1	0.2	0.1	0.1
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.1	0.1	0.1		0.1	1.0	0.6	0.5	0.3	0.2	0.3	0.2
17. その他・不明	1.8	0.2	0.8		1.1	1.2	0.9	1.6	0.4	0.9	2.1	0.9
不明						0.1				0.0		0.0
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表53 入所前の状況 -活動の場等-

(%)

入所前 の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	14.6	36.2	27.3		10.9	13.0	15.0	14.5	13.9	12.3	10.1	14.3
2. 一般就労	0.3	0.9	0.6		0.9	12.1	10.8	13.4	5.5	3.8	0.8	3.3
3. 福祉作業所	0.1		0.0		3.2	1.4	3.3	9.3	5.3	3.8	3.0	3.3
4. 職業能力開発校		0.0	0.0		0.0	0.2	0.1	1.1	0.2	0.1	0.0	0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	33.1	1.6	14.7		14.5	31.1	25.6	12.3	18.2	17.3	7.6	16.9
6. 小中学校	24.7	1.5	11.1		0.3	2.2	2.0	6.8	0.2	0.6	0.6	2.1
7. その他の学校	0.8	0.2	0.4		0.1	3.6	2.4	1.1	0.3	0.6	0.1	0.5
8. 保育所・幼稚園	1.7	17.8	11.1		0.5	1.1			1.4	0.7	0.0	2.1
9. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	3.3	0.7	1.8		2.8	0.3	0.2	0.3	0.3	1.7	5.1	1.7
10. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	1.3	33.6	20.3		0.5	1.8	0.0	6.8	3.2	1.4	0.2	4.0
11. 児童養護施設	1.4	0.1	0.7		0.4	0.3	0.6		0.1	0.3	0.4	0.4
12. 救護施設	0.1		0.0		0.0	0.2	0.1		0.1	0.1	0.0	0.1
13. 老人福祉・ 保健施設					0.2				0.1	0.1	0.1	0.1
14. 一般病院・ 老人病院(入院)	0.1		0.0		0.2	2.1	0.0	0.8	0.1	0.3	0.2	0.2
15. 精神科病院 (入院)	1.0	0.1	0.5		1.9	2.2	0.4	1.1	0.8	1.5	3.6	1.3
16. 療養介護					0.0	0.2			0.0	0.0	0.0	0.0
17. 生活介護	13.7	0.8	6.1		50.3	6.2	4.2	0.8	7.5	31.1	56.0	27.7
18. 自立訓練	0.4		0.2		0.6	4.2	7.3		1.9	1.8	0.7	1.5
19. 就労移行支援	0.7	0.0	0.3		1.0	2.5	9.0	3.3	7.1	3.6	1.0	3.1
20. 就労継続支援 A型		0.8	0.5		0.1	1.8	0.6	5.7	0.9	0.6	0.1	0.5
21. 就労継続支援 B型	1.2	1.8	1.6		3.6	9.5	13.3	7.1	27.0	11.6	3.9	10.2
22. 地域活動支援 センター等	0.1		0.0		0.4	0.9	1.0	0.5	0.6	0.5	0.3	0.5
23. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.1	0.0	0.0		0.1	1.1	1.0	0.5	0.3	0.3	0.3	0.2
24. その他・不明	0.8	2.6	1.8		3.6	2.0	3.0	1.1	2.7	3.2	3.8	3.0
不明	0.7	1.2	1.0		3.8		0.0	13.4	2.3	3.0	2.1	2.7
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

## (2) 退所後の状況

退所後の生活の場（表54）については、全体では家庭（親・きょうだいと同居）が49.4%と最も多く、次いで「グループホーム・生活寮等」（15.8%）、「施設入所支援」（13.1%）の順となっている。

施設入所支援からの退所の場として最も多かったのは「死亡退所」（27.7%）で退所者の4人に1人は死亡退所で、この傾向は平成25年度から3年続いている。一方、「グループホーム・生活寮等」「社員寮・住み込み等」「アパート等」に移った者は19.8%と、昨年の20.9%に比べると1.1ポイント下がったものの、地域移行の傾向が見てとれる。

障害児入所施設では「施設入所支援」への移行が30.3%と最も高く、次いで「家庭」（28.2%）、「グループホーム等」（26.1%）の順となっている。

なお、「精神科病院への入院」により退所した者は、施設入所支援が他事業種別に比して高い。

また、施設入所支援からの「一般・老人病院」（8.6%）への移行と「老人福祉・保健施設」（7.1%）への移行を合わせると15.7%と、前年より1.9ポイント上がっており、高齢化が進んでいることがわかる。

退所後の活動の場（表55）は、全体では「生活介護」が最も多く21.5%、次いで「就労継続支援B型」（12.3%）、「一般就労」（11.4%）の順となっている。

「一般就労」への移行の内訳をみると、事業の特性からか就労移行支援が42.8%と最も高率で、次いで就労継続支援A型（30.4%）、自立訓練（20.9%）となっている。

障害児入所施設からの移行についても全体の傾向と同様に「生活介護」は33.0%と最も多いが、次いで「特別支援学校（高等部含む）」と「就労継続支援B型」が11.6%、「一般就労」が9.9%と、障害福祉サービスへの移行だけでなく、進学や就職をしている様子がみてとれる。

児童発達支援センターではその特性から「特別支援学校」（28.8%）、「小中学校」（26.1%）、「保育所・幼稚園」（20.1%）となっている。

表54 退所後の状況 ー生活の場ー

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	28.2	96.5	74.0		21.5	38.5	71.5	62.0	61.5	42.2	9.3	49.4
2. アパート等 (主に単身)	0.7	0.2	0.4		0.6	5.2	4.0	10.1	4.3	2.6	0.5	2.1
3. グループホーム・生活寮等	26.1	1.4	9.5		16.5	30.8	16.9	19.0	15.5	17.6	19.2	15.8
4. 社員寮・住み込み等	0.3		0.1		0.1		0.1	1.3	0.3	0.1	0.1	0.1
5. 職業能力開発 校寄宿舎	0.1		0.0									0.0
6. 特別支援学校 寄宿舎	0.4		0.1		0.0		0.1			0.0		0.1
7. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	5.1	0.4	1.9		0.5	0.6			0.5	0.4	0.4	0.7
8. 児童養護施設	0.5	0.1	0.3		0.0		0.1			0.0	0.1	0.1
9. 知的障害者福 祉ホーム	0.5		0.2		0.0		0.1		0.5	0.2	0.1	0.2
10. 救護施設					0.1	0.1	0.1		0.1	0.1	0.1	0.1
11. 老人福祉・ 保健施設	0.3	0.1	0.0		5.6	0.6	0.4		1.5	3.2	7.1	2.5
12. 一般病院・ 老人病院	0.5		0.2		6.9	1.0	0.1		1.1	3.7	8.6	2.9
13. 精神科病院	1.2	0.1	0.4		3.8	1.7	0.4		1.8	2.5	4.2	2.0
14. 施設入所支援	30.3	0.7	10.5		21.1	16.1	3.2	5.1	6.9	13.8	21.4	13.1
15. 自立訓練 (宿泊型)	2.3		0.7		0.3	1.3	0.7		0.4	0.5	0.4	0.5
16. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.4		0.1		0.0	0.1	0.2		0.3	0.1	0.1	0.1
17. その他・不明	0.5	0.2	0.3		2.0	1.3	0.9		1.6	1.6	0.7	1.3
18. 死亡退所	2.5	0.3	1.1		20.2	1.7	0.6	1.3	3.7	10.8	27.7	8.6
不明					0.8	1.0	0.7	1.3		0.6		0.5
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表55 退所後の状況 —活動の場等—

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	1.7	3.5	2.9		5.0	4.8	5.8	5.1	9.2	6.2	2.9	5.5
2. 一般就労	9.9	0.9	3.8		2.2	20.9	42.8	30.4	11.4	13.6	3.0	11.4
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	6.4		2.1		1.3	1.4	2.1	6.3	1.5	1.6	1.5	1.7
4. 職業能力開発校	0.4		0.1		0.0		0.1	1.3	0.2	0.1	0.0	0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	11.6	28.8	23.1		0.6	1.6	2.6	11.4	6.1	2.5	0.1	7.2
6. 小中学校	3.3	26.1	18.6		0.5	3.8		7.6	5.5	2.0	0.2	5.8
7. その他の学校	0.8	0.7	0.7		0.0				0.1	0.0		0.2
8. 保育所・幼稚園	0.4	20.1	13.6		0.6	0.7			4.1	1.4	0.1	4.2
9. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	2.4	0.2	0.9		0.4	0.1			0.2	0.3	0.4	0.4
10. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等		8.9	6.0		0.1	0.8			0.3	0.2	0.0	1.5
11. 児童養護施設							0.1			0.0		0.0
12. 救護施設					0.1	0.1			0.1	0.1	0.1	0.0
13. 老人福祉・ 保健施設	0.3	0.2	0.2		6.2	1.0	0.4		2.0	3.6	6.8	2.8
14. 一般病院・ 老人病院(入院)	0.5		0.2		6.8	0.8	0.5		1.2	3.7	8.4	2.9
15. 精神科病院 (入院)	1.2	0.1	0.4		3.8	1.7	0.6		2.1	2.6	4.0	2.1
16. 療養介護	0.3		0.1		1.2		0.1		0.1	0.6	1.2	0.5
17. 生活介護	33.0	1.3	11.7		37.9	17.5	4.2	6.3	16.0	24.4	33.8	21.5
18. 自立訓練	2.9		1.0		0.4	0.8	0.9	1.3	0.9	0.7	0.4	0.7
19. 就労移行支援	3.9		1.3		1.3	13.6	2.7	2.5	4.6	3.5	1.5	3.0
20. 就労継続支援 A型	1.6	0.2	0.7		1.0	2.3	6.8	7.6	3.9	2.9	1.4	2.4
21. 就労継続支援 B型	11.6	0.5	4.1		6.8	21.5	26.7	15.2	18.9	14.7	6.7	12.3
22. 地域活動支援 センター等	0.1	0.3	0.2		0.4	0.8	0.5		0.9	0.6	0.3	0.5
23. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.4		0.1		0.0	0.1	0.2		0.3	0.1	0.0	0.1
24. その他・不明	0.7	1.1	1.0		4.3	3.7	2.1	3.8	4.5	3.9	1.8	3.2
25. 死亡退所	2.5	0.4	1.1		18.9	1.7	0.9	1.3	3.2	10.1	24.8	8.1
不明	3.9	6.9	5.9						2.5	0.6	0.5	1.8
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

## 17. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、872人（前年度1,176人）であった。就職率は全体で0.65%（前年度0.85%）と、就職者数、就職率ともに前年度の数値を下回った。

表56 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	40	15	8	397	20	130	610
	女	19	8	7	160	3	65	262
	不明	0	0	0	0	0	0	0
	計	59	23	15	557	23	195	872
	就職率（%）	1.64	0.02	0.93	16.92	2.15	0.73	0.65
平均年齢	男	17.9	34.7	26.0	27.8	32.7	31.3	28.1
	女	18.1	32.0	31.0	28.6	29.3	29.8	28.2
程度（人）	最重度	0	1	0	1	0	0	2
	重度	0	3	1	30	2	12	48
	中度	9	4	5	151	4	75	248
	軽度	50	12	5	280	9	83	439
	知的障害なし	0	3	3	79	8	20	113
	不明	0	0	1	16	0	5	22
年金（人）	有：1級	0	5	0	19	2	15	41
	有：2級	1	14	9	309	14	133	480
	有：その他	0	1	0	9	0	0	10
	無	48	2	6	206	2	41	305
	不明	10	1	0	14	5	6	36
平均月額給与（円）		87,532	60,432	79,071	94,379	103,308	94,462	91,449
生活の場（人）	家庭	16	9	4	420	12	123	584
	アパート等	1	4	1	29	2	13	50
	グループホーム・生活寮等	26	8	5	94	7	53	193
	社員寮等	1	0	0	0	0	0	1
	自立訓練（宿泊型）	0	0	4	5	0	0	9
	福祉ホーム	2	0	0	3	0	1	6
	その他	0	2	1	4	0	1	8
	不明	13	0	0	2	2	4	21

※就職率 = 就職者数 / (現員 (15歳以上) + 就職者数) × 100

図5 就職率(対1,000人比)

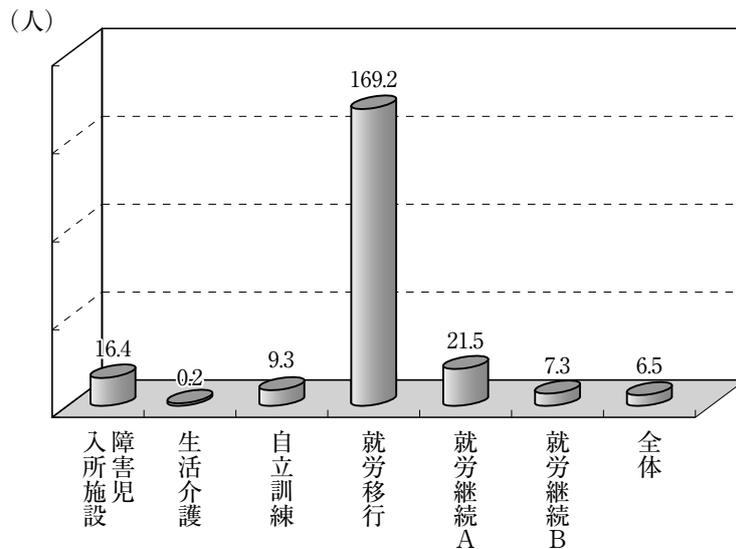


図6 就職者の程度別構成

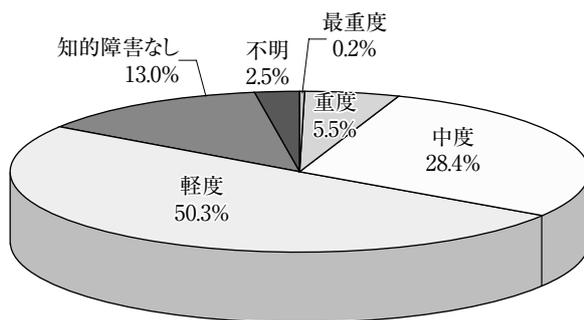
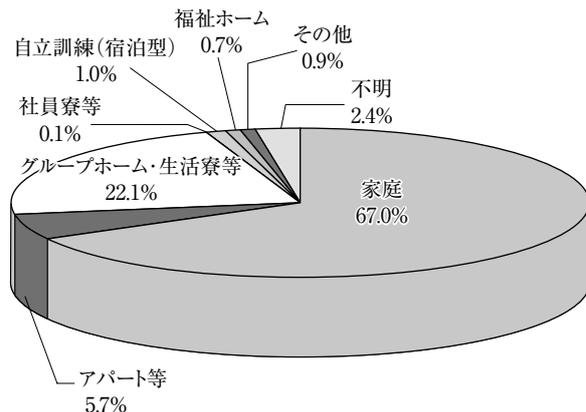


図7 就労者の生活の場



就職率を事業種別毎にみると、事業の特性からか就労移行支援が16.92%（前年度18.91%）と突出しており、次いで就労継続支援A型2.15%（同1.83%）、障害児入所施設1.64%（同2.15%）、自立訓練0.93%（同1.48%）、就労継続支援B型0.73%（同1.01%）、生活介護0.02%（同0.03%）の順であった。就労者の平均年齢は、全体で男28.1歳、女28.2歳であり事業種別でみると、障害児入所施設が最も低く（男17.9歳、女18.1歳）、高いのは生活介護（男34.7歳、女32.0歳）であった。

障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせた687人で78.8%を占め、年金受給者は「1級」と「2級」合わせて521人（59.7%）となっている。

就職者の生活の場では、最も多いのが「家庭」の584人（67.0%）、次いで「グループホーム・生活寮等」が193人（22.1%）となっている。

表57-1 就職の状況（産業分類別）－平成26年度－

(人)

業種	児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合 （%）		
	障害者入所施設	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A			就労継続B	
01	農業	1		3	22	1	2	29	2.5
02	林業								
B	漁業、水産養殖業	1						1	0.1
C	鉱業、採石業、砂利採取業								
06	総合工事業	2			9		4	15	1.3
07, 08	職別工事業、設備工事業	3				1	3	7	0.6
09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	5	3	3	56	1	23	91	7.7
11	繊維工業				2		1	3	0.3
12	木材・木製品製造業（家具除く）		2		6	1	3	12	1.0
13	家具・装備品製造業					1	1	2	0.2
14	パルプ・紙・紙加工品製造業				13		5	18	1.5
15	印刷・同関連業				4			4	0.3
16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	12	2		63		20	97	8.2
19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業				6			6	0.5
21	窯業・土石製品製造業						2	2	0.2
22	鉄鋼業		1					1	0.1
23	非鉄金属製造業				1		1	2	0.2
24	金属製品製造業				6		1	7	0.6
25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				6			6	0.5
28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				9		1	10	0.9
30	情報通信機械器具製造業								
31	輸送用機械器具製造業	1			3		3	7	0.6
32	その他の製造業				4			4	0.3
F	電気・ガス・熱供給・水道業								
G	情報通信業		1		5			6	0.5
H	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	2			41		9	52	4.4
50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	1		1	10		1	13	1.1
56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	17	3	1	96	1	37	155	13.2
J	金融業、保険業	1		1	3		2	7	0.6
K	不動産、物品賃貸業				7		3	10	0.9
L	学術研究、専門・技術サービス業				1			1	0.1
75	宿泊業	3			10		7	20	1.7
76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	9	4	3	57	2	18	93	7.9
78	洗濯・理容・美容・浴場業		1		17	3	11	32	2.7
79	その他の生活関連サービス業			1	3		2	6	0.5
80	娯楽業		1		4		2	7	0.6
O	教育・学習支援業			2	18		6	26	2.2
83	医療業	2		1	28	3	6	40	3.4
84	保健衛生				1			1	0.1
85	社会保険・社会福祉・介護事業	16	6	10	132	1	48	213	18.1
Q	郵便局、協同組合				6	1	2	9	0.8
88	廃棄物処理業	5			51		26	82	7.0
89, 90	自動車整備業、機械等修理業				5		1	6	0.5
91	職業紹介・労働者派遣業				3			3	0.3
92	その他の事業サービス業						1	1	0.1
93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
95	その他のサービス業								
96	外国公務								
S	国家公務、地方公務	1			16	1	6	24	2.0
	不明			1	31	2	11	45	3.8
	計	82	24	27	755	19	269	1,176	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表57-2 就職の状況（産業分類別）－平成27年度－

(人)

業種	児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合 （%）	
	障害児入所施設	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A			就労継続B
01 農業	3	1	1	16		9	30	3.4
02 林業								
B (03～04) 漁業、水産養殖業						1	1	0.1
C (05) 鉱業、採石業、砂利採取業								
06 総合工事業	2	1		8	1	1	13	1.5
07, 08 職別工事業、設備工事業				2			2	0.2
09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	14	2		71	2	38	127	14.6
11 繊維工業	1			5			6	0.7
12 木材・木製品製造業（家具除く）	1		1	5		2	9	1.0
13 家具・装備品製造業								
14 パルプ・紙・紙加工品製造業				5		2	7	0.8
15 印刷・同関連業								
16～18 化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業				9			9	1.0
19, 20 ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業				1			1	0.1
21 窯業・土石製品製造業				2	1		3	0.3
22 鉄鋼業				2		1	3	0.3
23 非鉄金属製造業	1						1	0.1
24 金属製品製造業				10		5	15	1.7
25～27 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				3			3	0.3
28, 29 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業	1			3		1	5	0.6
30 情報通信機械器具製造業								
31 輸送用機械器具製造業				9			9	1.0
32 その他の製造業	1			2			3	0.3
F (33～36) 電気・ガス・熱供給・水道業				1			1	0.1
G (37～41) 情報通信業						1	1	0.1
H (42～49) 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	3		2	25	1	7	38	4.4
50～55 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	1		2	9		2	14	1.6
56～61 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他的小売業、無店舗小売業	10	2	3	78	3	24	120	13.8
J (62～67) 金融業、保険業				7			7	0.8
K (68～70) 不動産、物品賃貸業		1		6		1	8	0.9
L (71～74) 学術研究、専門・技術サービス業				1			1	0.1
75 宿泊業	1	1	2	4		7	15	1.7
76～77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	4		2	43	1	10	60	6.9
78 洗濯・理容・美容・浴場業		2		22	2	7	33	3.8
79 その他の生活関連サービス業				3			3	0.3
80 娯楽業			1	10			11	1.3
O (81～82) 教育・学習支援業	1			8		3	12	1.4
83 医療業				9	1	5	15	1.7
84 保健衛生								
85 社会保険・社会福祉・介護事業	9	12	1	99	6	46	173	19.8
Q (86～87) 郵便局、協同組合	1			10		1	12	1.4
88 廃棄物処理業	4			19		5	28	3.2
89, 90 自動車整備業、機械等修理業								
91 職業紹介・労働者派遣業		1		6		3	10	1.1
92 その他の事業サービス業				21		1	22	2.5
93, 94 政治・経済・文化団体、宗教				4	1		5	0.6
95 その他のサービス業								
96 外国公務								
S (97～98) 国家公務、地方公務				9		4	13	1.5
不明	1			10	3	9	23	2.6
計	59	23	15	557	23	195	872	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表57-1（平成26年度）、表57-2（平成27年度）は、1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」で分類したものである。平成27年度、最も多かったのは「社会保険・社会福祉・介護事業」の173人（19.8%）、次いで「食料品製造業・飲料・たばこ・飼料製造業」127人（14.6%）、「各種商品小売業・～」120人（13.8%）となっており、前年度と比して2位3位の入れ替わりはあるものの1位は同じであった。

## 18. 介護保険サービスへの移行状況

表58は、この1年間に、介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は、前年度より3人減の259人であった。これは40歳以上の介護保険サービス利用対象年齢層74,968人の0.35%にあたる（表30より算出）。年齢階層別にみると、総合支援法第7条に謳われている「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」の階層が前年度より1.4ポイント減少したが、43.6%（113人）と最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」が19.7%（51人）、「60歳～64歳」が11.2%（29人）、「75～79歳」が10.4%（27人）と続いた。また、40歳から64歳までの人数は18.5%（48人）と全体の2割近くに及んだ。一説で、知的障害のある人は加齢化が早いといわれることの現れかもしれない。

表58 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの年齢別構成

（人・下段は%）

年齢	障害者総合支援法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳						1 2.6	1 0.4
45～49歳		1 0.5		1 100			2 0.8
50～54歳		3 1.4				2 5.3	5 1.9
55～59歳		7 3.2				4 10.5	11 4.2
60～64歳		26 12.0				3 7.9	29 11.2
65～69歳		95 44.0	2 50.0			16 42.1	113 43.6
70～74歳		41 19.0	1 25.0			9 23.7	51 19.7
75～79歳		23 10.6	1 25.0			3 7.9	27 10.4
80歳～		19 8.8					19 7.3
無回答		1 0.5					1 0.4
計		216 100	4 100	1 100		38 100	259 100

表59は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。知的障害の程度では、「重度」が前年度より1.2ポイント増加し、36.3%（94人）と最も割合が高かった。

次いで、「中度」が25.5%（66人）,「最重度」が18.9%（49人）と続いた。「重度」と「最重度」をあわせた人数は、55.2%（143人）と全体の5割を超えた。

表59 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの知的障害の程度

(人・下段は%)

程度 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度		1 50	1 20.0	4 36.4	13 44.8	15 13.3	9 17.6	4 14.8	2 10.5		49 18.9
重度			2 40.0	3 27.3	6 20.7	38 33.6	20 39.2	15 55.6	10 52.6		94 36.3
中度	1 100		2 40.0	2 18.2	3 10.3	31 27.4	17 33.3	4 14.8	6 31.6		66 25.5
軽度				2 18.2	4 13.8	9 8.0	4 7.8	3 11.1	1 5.3	1 100	24 9.3
知的障害なし		1 50.0			3 10.3	18 15.9	1 2.0	1 3.7			24 9.3
無回答						2 1.8					2 0.8
計	1 100	2 100	5 100	11 100	29 100	113 100	51 100	27 100	19 100	1 100	259 100

表60は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の障害支援区分について表したものである。障害支援区分では、「区分6」が前年度より1.2ポイント増加し、34.0%（88人）と最も割合が高かった。次いで、「区分5」が21.6%（56人）,「区分4」が15.8%（41人）と続いた。「区分6」と「区分5」をあわせた人数は、55.6%（144人）と全体の5割を超えた。

表60 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの障害支援区分

(人・下段は%)

区分 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
区分1			1 20.0			5 4.4					6 2.3
区分2					5 17.2	13 11.5	3 5.9	1 3.7			22 8.5
区分3			1 20.0	1 9.1		18 15.9	5 9.8	1 3.7			26 10.0
区分4				1 9.1	3 10.3	13 11.5	12 23.5	5 18.5	7 36.8		41 15.8
区分5			1 20.0	2 18.2	6 20.7	25 22.1	10 19.6	6 22.2	6 31.6		56 21.6
区分6		1 50.0	2 40.0	5 45.5	14 48.3	31 27.4	17 33.3	11 40.7	6 31.6	1 100	88 34.0
無回答	1 100	1 50.0		2 18.2	1 3.4	8 7.1	4 7.8	3 11.1			20 7.7
計	1 100	2 100	5 100	11 100	29 100	113 100	51 100	27 100	19 100	1 100	259 100

表61は、介護保険サービス利用開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が前年度より2.9ポイント減少したが、45.6%（118人）と最も割合が高かった。次いで、「家庭」が23.6%（61人）、「グループホーム・生活寮等」が20.1%（52人）と続いた。開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が前年度より2.7ポイント減少したが、30.5%（79人）と最も割合が高かった。次いで、「家庭」が20.5%（53人）、「グループホーム（障害福祉）」が13.5%（35人）と続いた。

表61 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始する前と、した後の生活の場

（人・下段は%）

移行後 移行前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	46 86.8			4 28.6	6 7.6	3 9.7	1 8.3	1 4.3		61 23.6
アパート等 (主に単身)	1 1.9	9 100.0	2 5.7					2 8.7		14 5.4
グループホーム・生活寮等			31 88.6	5 35.7	7 8.9	6 19.4	1 8.3	2 8.7		52 20.1
社員寮・ 住み込み等										0 0.0
知的障害者福祉ホーム	1 1.9				2 2.5	1 3.2				4 1.5
施設入所支援	4 7.5		2 5.7	4 28.6	64 81.0	20 64.5	10 83	13 56.5	1 33.3	118 45.6
自立訓練 (宿泊型)										0 0.0
その他・不明	1 1.9			1 7.1		1 3.2		4 17.4	1 33.3	8 3.1
無回答								1 4.3	1 33.3	2 0.8
計	53 20.5	9 3.5	35 13.5	14 5.4	79 30.5	31 12.0	12 4.6	23 8.9	3 1.2	259 100

表62は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。介護認定区分は、「要介護5」が前年度より5.1ポイント増加し、18.5%（48人）と最も割合が高かった。障害支援区分は、「区分6」が前年度より1.2%増加し、34.0%（88人）と最も割合が高かった。全体の分布を見るとかなりバラツキがある。現行の介護認定では、知的障害で必要とされる支援度（介護度）が認定されにくいのかもしれない。

表62 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始するものの介護認定区分別，障害支援区分 (人・下段は%)

障害支援区分 介護認定区分	障害支援区分						無回答	計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
要支援1	1 16.7	4 18.2		7 17.1	1 1.8		2 10.0	15 5.8
要支援2	1 16.7	3 13.6	5 19.2	5 12.2	1 1.8	3 3.4	3 15.0	21 8.1
要介護1	1 16.7	7 31.8	7 26.9	5 12.2	9 16.1	2 2.3	5 25.0	36 13.9
要介護2	1 16.7	4 18.2	5 19.2	7 17.1	6 10.7	5 5.7	2 10.0	30 11.6
要介護3		1 4.5	3 11.5	7 17.1	11 19.6	11 12.5	2 10.0	35 13.5
要介護4			1 3.8	5 12.2	14 25.0	16 18.2	1 5.0	37 14.3
要介護5		1 4.5			9 16.1	38 43.2		48 18.5
不明・無回答	2 33.3	2 9.1	5 19.2	5 12.2	5 8.9	13 14.8	5 25.0	37 14.3
計	6 100	22 100	26 100	41 100	56 100	88 100	20 100	259 100

表63は、表61以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっており、全体で前年度より10人増加して295人であった。「不明・無回答」を除く146人のうち、「デイサービス・デイケア」が前年より3.5ポイント減少したが、52.7% (77人) と最も割合が高かった。次いで、「短期入所 (ショートステイ)」が15.8% (23人)、「その他」が14.4% (21人) と続いた。

表63 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表61以外の介護保険サービス

※重複計上 (人・下段は%)

介護保険サービス	年齢									無回答	計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～		
デイサービス・デイケア			2 33.3	2 13.3	6 18.8	48 39.0	14 24.6	3 11.1	2 6.7		77 26.1
訪問・居宅介護 (ホームヘルプサービス)	1 50.0			2 13.3	1 3.1	7 5.7	4 7.0	2 7.4			17 5.8
短期入所 (ショートステイ)	1 50.0		1 16.7	1 6.7	2 6.3	10 8.1	4 7.0		4 13.3		23 7.8
訪問看護			1 16.7	2 13.3	1 3.1	2 1.6	2 3.5				8 2.7
その他		1 50.0		1 6.7	4 12.5	4 3.3	7 12.3	1 3.7	3 10.0		21 7.1
不明・無回答		1 50.0	2 33.3	7 46.7	18 56.3	52 42.3	26 45.6	21 77.8	21 70.0	1 100	149 50.5
計	2 100	2 100	6 100	15 100	32 100	123 100	57 100	27 100	30 100	1 100	295 100

表64は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が前年度より6.2ポイント増加し、41.1%（101人）と最も割合が高かった。次いで、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が15.9%（39人）、「家族の希望により」が15.0%（37人）と続いた。加齢による支援体制の構築や介護保険サービスとの連携に難しさがあるのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が1割にも満たないこと（7.7%）は課題であろう。「本人の希望」と「家族の希望」をあわせても全体の2割強（22.8%）であった。

表64 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

（人・下段は%）

理由	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった					2 7.7	33 31.1	3 6.0	1 3.7			39 15.9
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた			2 50.0	4 36.4	12 46.2	30 28.3	23 46.0	17 63.0	12 63.2	1 100	101 41.1
3. 本人の希望により				1 9.1	1 3.8	8 7.5	6 12.0	3 11.1			19 7.7
4. 家族の希望により		1 100			2 7.7	18 17.0	9 18.0	4 14.8	3 15.8		37 15.0
5. その他	1 100		1 25.0	2 18.2	6 23.1	6 5.7	6 12.0	1 3.7	2 10.5		25 10.2
6. 不明・無回答			1 25.0	4 36.4	3 11.5	11 10.4	3 6.0	1 3.7	2 10.5		25 10.2
計	1 100	1 100	4 100	11 100	26 100	106 100	50 100	27 100	19 100	1 100	246 100

※上記に計上はしていないが、「45～49歳」で3.4を選択が1人、「50～54歳」で2.4を選択が1人、「60～64歳」で2.4を選択が3人、「65～69歳」で1.3を選択が1人、1.4を選択が1人、2.3を選択が2人、2.4を選択が3人、「70～74歳」で2.3を選択が1人いた。

## 19. 死亡の状況

表65は、死亡時の年齢別及び程度別の構成を表している。1年間の死亡者数は1,136人（前年度960人）であった。程度別では、前年度と同様に「重度」が38.1%（433人）と最も割合が高く、「最重度」を合わせると、全体の76.0%であった。

表65 死亡時の年齢階級別構成及び程度別構成

（人・下段は%）

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度	2 40.0	1 20.0	29 65.9	38 40.4	87 49.2	77 39.5	59 33.7	62 37.6	30 28.3	23 31.1	19 20.7	3 75.0	430 37.9
重度	2 40.0	1 20.0	12 27.3	34 36.2	60 33.9	79 40.5	70 40.0	60 36.4	44 41.5	33 44.6	38 41.3		433 38.1
中度		3 60.0	1 2.3	13 13.8	19 10.7	26 13.3	28 16.0	24 14.5	23 21.7	10 13.5	29 31.5		176 15.5
軽度			2 4.5	4 4.3	7 4.0	8 4.1	12 6.9	10 6.1	7 6.6	6 8.1	4 4.3		60 5.3
知的障害なし	1 20.0			5 5.3	3 1.7	4 2.1	3 1.7	7 4.2	1 0.9	1 1.4	2 2.2		27 2.4
不明					1 0.6	1 0.5	3 1.7	2 1.2	1 0.9	1 1.4		1 25.0	10 0.9
計	5 100	5 100	44 100	94 100	177 100	195 100	175 100	165 100	106 100	74 100	92 100	4 100	1,136 100

表66は、年齢階級別の死亡率を対1,000人比で表している。前年度と同様に、年齢が高くなるに従って、死亡率が増加する傾向がみられた。前年度と同様に、「80歳以上」が77.9人（対1,000人比）と最も高くなった。

表66 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

（人）

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	1.0	0.6	1.8	3.5	5.6	9.6	18.9	23.9	28.3	39.1	77.9	8.0

表67は、死亡場所を表している。死亡場所は、前年度と同様に、「病院」が75.9%と最も割合が高かった。

表67 死亡場所

（%）

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	15.7	75.9	6.2	1.7	0.6	100

表68は、死亡時の年齢階級別及び死因別の構成を表している。どの年齢階級においても、死因は「病气」の割合が最も高く、全体では89.3%であった。「事故」に注目してみると、60歳以上では4.7%であるのに対し、60歳未満では9.6%と高率であった。

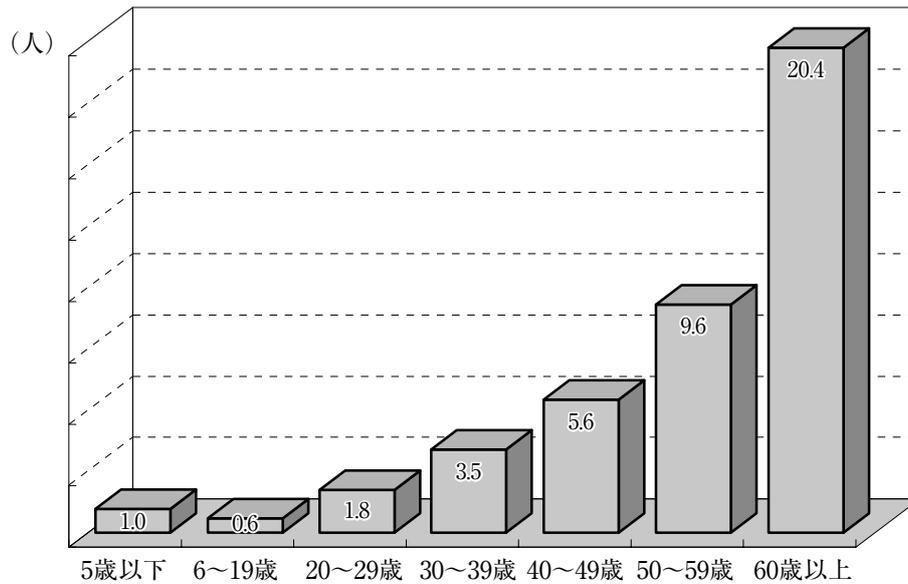
表8 死亡時の年齢階級別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計(1)	割合(%)
病気	4	4	34	79	146	177	444	85.4
事故	0	0	7	7	21	15	50	9.6
その他	1	1	2	6	10	3	23	4.4
不明	0	0	1	2	0	0	3	0.6
合計	5	5	44	94	177	195	520	100
割合(%)	1.0	1.0	8.5	18.1	34.0	37.5	100	-

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計(2)	割合(%)	不明	合計	割合(%)
病気	150	153	104	71	89	567	92.6	3	1,014	89.3
事故	20	7	2	0	0	29	4.7	0	79	7.0
その他	5	5	0	3	3	16	2.6	0	39	3.4
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0.4
合計	175	165	106	74	92	612	100	4	1,136	100
割合(%)	28.6	27.0	17.3	12.1	15.0	100	-	0.4	100	-

図8 年齢階級別死亡率(対1,000人比)



## IV 調査結果 A 別紙

### 【食事提供体制加算に関する調査結果】

この調査は、当協会が経年的に実施している「全国知的障害児者施設・事業所実態調査〈27年度〉」に調査票 A 別紙として同封し通所系事業所に対して実施した調査結果である。

全国の当協会会員事業所となっている児童発達支援センター及び日中活動事業所2,495か所に調査用紙を送付し、1,622か所から回答を得た（回収率65.0%）。

事業所の種類	送付数	提出数	回収率（%）
児童発達支援センター	185	120	64.5
日中活動事業所	2,310	1,502	65.0
計	2,495	1,622	65.0

#### 1. 食事提供体制加算の取得状況

表1は食事提供体制加算の取得状況を表したものである。有効回答の1,622事業所のうち、加算を取得している事業所数は1,268か所あり全体の8割弱（78.2%）であった。また、加算を取得している事業所において加算の対象となる算定人数は、47,755人であった。一方、算定していない事業所は291か所、17.9%であった。

表1 食事提供体制加算の取得状況

	児童発達	日中活動	計	%
算定している	111	1,157	1,268	78.2
算定人数	4,322	43,433	47,755	-
算定していない	6	285	291	17.9
無回答	3	60	63	3.9
計	120	1,502	1,622	100

#### 2. 1日あたりの平均利用者数（H27.10月分、食事提供体制加算算定事業所）

表2は食事提供体制加算を算定している1,268事業所の平成27年10月における1日あたりの平均利用者数の分布を表したものである。分布の多い順に「31人～40人以下」(25.7%)、「21人～30人以下」(23.6%)、「11人～20人以下」(16.6%)、「41人～50人以下」(16.3%)となっているが、21人～40人以下の規模で約半数にあたる49.3%となっていた。また、上位4つにあたる11人から50人以下の規模では8割強の82.2%となっていた。

表2 1日あたりの平均利用者数（食事提供体制加算を算定している事業所）

	児童発達	日中活動	計	%
～10人以下	8	32	40	3.2
11人～20人以下	10	200	210	16.6
21人～30人以下	32	267	299	23.6
31人～40人以下	31	295	326	25.7
41人～50人以下	13	194	207	16.3
51人～60人以下	10	88	98	7.7
61人～	3	58	61	4.8
無回答	4	23	27	2.1
計	111	1,157	1,268	100

### 3. 調理業務の委託について

表3-1は、昼食の提供状況として、調理業務を業者等に委託しているか否かを表したものである。食事提供体制加算を取得している1,268事業所のうち612か所（48.3%）が「すべて自前で調理し提供している」と回答しており、「調理業務を委託して提供している」は635か所（50.1%）と、僅差ではあるが調理業務を委託している事業所の数が上回っていた。

表3-2は委託の形態を表したものである。前問で調理業務を委託していると回答した635事業所のうち、その9割を超える591か所（93.1%）が調理業務全般を委託しており、主食（米飯）と汁物以外を業務委託している部分委託は僅か16か所（2.5%）であった。

表3-1 昼食の提供状況

	児童発達	日中活動	計	%
すべて自前で調理し提供している	80	532	612	48.3
調理業務を委託し提供している	30	605	635	50.1
無回答	1	20	21	1.7
計	111	1,157	1,268	100

表3-2 委託の形態

	児童発達	日中活動	計	%
調理業務全般を業務委託	30	561	591	93.1
主食（米飯）と味噌汁（スープ類）以外を業務委託	0	16	16	2.5
その他	0	24	24	3.8
無回答	0	4	4	0.6
計	30	605	635	100

#### 4. 食事提供利用状況（H27. 4月～H27. 9月の6か月間）

表4-1は6か月間の事業所の総開所日数の分布を表したものである。多少のばらつきはあるものの、概ね「1か月の暦日数-8日」の6か月分、あるいはそこから祝日分を減じた日数に該当するところに分布していることがわかる。当該期間の平均開所日数は132日、1か月あたりの平均開所日数は22日となっていた。

表4-2と表4-3は、当該6か月間に事業所が利用者と職員に提供した食数をそれぞれに表したものである。6か月間の総提供食数（利用者分と職員分）を6か月間の総開所日数で割ると、1日あたりの平均提供食数が得られることになる。全体では1事業所あたり利用者33.0食、職員9.7食となり、児童発達支援センターでは利用者30.1食に対し職員13.1食、日中活動事業所では利用者33.2食に対し職員9.3食であった。

表4-1 6か月間の事業所の総開所日数

	児童発達	日中活動	計	%
～100日	3	5	8	0.6
101日～110日	8	5	13	1.0
111日～120日	36	99	135	10.6
121日～130日	42	445	487	38.4
131日～140日	9	425	434	34.2
141日～150日	11	73	84	6.6
151日～160日	0	44	44	3.5
161日以上	1	53	54	4.3
無回答	1	8	9	0.7
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の平均開所日数	124	133	132	-
1か月あたりの平均開所日数	20.7	22.2	22.0	-

表4-2 6か月間に事業所で利用者に提供した総提供食数

	児童発達	日中活動	計	%
～2,000食	18	99	117	9.2
2,001～4,000食	47	393	440	34.7
4,001～6,000食	24	380	404	31.9
6,001～8,000食	9	135	144	11.4
8,001～10,000食	2	32	34	2.7
10,001食以上	0	18	18	1.4
無回答	11	100	111	8.8
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の総提供食数（利用者）（A）	373,064	4,663,817	5,036,881	-
6か月間の平均提供食数（利用者）	3,731	4,412	4,353	-
1か月あたりの平均提供食数（利用者）	621.8	735.3	725.5	-
1日あたりの平均提供食数（利用者）	30.1	33.2	33.0	-

★(A)は、利用者に1食以上提供した事業所のうち食費総額(人件費+食材費含む)に回答のあった事業所を選択して集計

表4-3 6か月間に事業所で職員に提供した総提供食数

	児童発達	日中活動	計	%
0食	17	102	119	9.4
1～1,000食	14	375	389	30.7
1,001～2,000食	28	336	364	28.7
2,001～3,000食	31	146	177	14.0
3,001～4,000食	7	52	59	4.7
4,001食以上	3	18	21	1.7
無回答	11	128	139	11.0
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の総提供食数（職員）（B）	161,977	1,275,842	1,437,819	-
6か月間の平均提供食数（職員）	1,620	1,240	1,274	-
1か月あたりの平均提供食数（職員）	270.0	206.7	212.3	-
1日あたりの平均提供食数（職員）	13.1	9.3	9.7	-

★(B)は、利用者に1食以上提供した事業所のうち食費総額(人件費+食材費含む)に回答のあった事業所を選択して集計

表4-4, 表4-5, 表4-6, 表4-7は当該6か月間にかかる特別食の提供状況である。

表4-4 6か月間に事業所で利用者に提供した特別食 —きざみ食—

きざみ食	児童発達	日中活動	計	%
0食	24	210	234	18.5
1～100食	5	122	127	10.0
101～250食	17	111	128	10.1
251～500食	18	115	133	10.5
501～1,000食	7	137	144	11.4
1,001～2,000食	2	68	70	5.5
2,001食以上	0	18	18	1.4
無回答	38	376	414	32.6
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の平均提供食数	238	395	381	—
1か月あたりの平均提供食数	39.7	65.8	63.5	—

表4-5 6か月間に事業所で利用者に提供した特別食 —流動食—

流動食	児童発達	日中活動	計	%
0食	38	343	381	30.0
1～100食	6	31	37	2.9
101～200食	8	28	36	2.8
201～300食	4	13	17	1.3
301食以上	1	21	22	1.7
無回答	54	721	775	61.1
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の平均提供食数	51	49	49	—
1か月あたりの平均提供食数	8.5	8.2	8.2	—

表4-6 6か月間に事業所で利用者に提供した特別食 —離乳食—

離乳食	児童発達	日中活動	計	%
0食	43		43	38.7
1食	0		0	0.0
69食	1		1	0.9
92食	1		1	0.9
108食	1		1	0.9
252食	1		1	0.9
339食	1		1	0.9
513食	1		1	0.9
無回答	62		62	55.9
計	111		111	100
6か月間の平均提供食数	28		3	—
1か月あたりの平均提供食数	4.7		0.5	—

表4-7 6か月間に事業所で利用者に提供した特別食 —その他—

特別食その他	児童発達	日中活動	計	%
0食	15	269	284	22.4
1～100食	21	111	132	10.4
101～200食	16	56	72	5.7
201～300食	9	35	44	3.5
301～500食	11	33	44	3.5
501～1,000食	2	32	34	2.7
1,001～2,000食	5	24	29	2.3
2,001食以上	1	15	16	1.3
無回答	31	582	613	48.3
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の平均提供食数	259	239	241	-
1か月あたりの平均提供食数	43.2	39.8	40.2	-

## 5. 食事提供に係る費用の状況

表5-1は6か月間の食事提供に係る人件費について表したものである。回答のあった1,268事業所から、ここでの設問に無回答だった310事業所を減じた958事業所の食事提供に要した6か月間の人件費総額は2,273,284,969円であった。この総額を有効回答事業所数958か所で割り返した1事業所あたりの6か月間の人件費平均金額は、2,371,247円となった。また、958事業所の食事提供に要した6か月間の人件費総額2,273,284,969円を6か月間の利用者・職員への総提供食数5,541,351食で割り返してみると1食あたり410.2円の人件費がかかっていることがわかった。ここで事業所種別の1食あたりの人件費を比較してみると、児童発達支援センター（530.4円）は日中活動事業所（398.3円）に比べ33.2%も多く人件費がかかっていることがわかる。

表5-2は6か月間の食材料費について表したものである。有効回答事業所数985か所から得た当該期間の食材料費総額から、前問と同じ方法で1食あたりの平均食材料費を導き出してみると326.1円であった。ここでは児童発達支援センターの方が日中活動事業所に比べ11.5%食材料費が安くなっている。

表5-3は、6か月間の食事提供にかかる費用の合計額を表したものである。調理業務全般を委託している事業所の中には、人件費と食材料費を分けず一括して委託している事業所もあることから、有効回答数を増やしより正確な実態を押さえるための設問と理解していただきたい。有効回答事業所数1,157か所、当該期間における食事提供に要した食費総額4,599,684,934円を6か月間の利用者・職員への総提供食数6,452,165食で割り返すと1食あたり712.9円（児童発達支援センター802.4円、日中活動事業所704.8円）となった。

表5-1 6か月間の食事提供に係る人件費

	児童発達	日中活動	計	%
100万円以下	9	175	184	14.5
100万円超～200万円以下	22	302	324	25.6
200万円超～300万円以下	23	189	212	16.7
300万円超～400万円以下	19	90	109	8.6
400万円超～500万円以下	7	41	48	3.8
500万円超～1,000万円以下	12	62	74	5.8
1,000万円超	0	7	7	0.6
無回答	19	291	310	24.4
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の食事提供にかかる人件費総額	265,671,693	2,007,613,276	2,273,284,969	-
6か月間の食事提供にかかる人件費平均金額	2,887,736	2,316,377	2,371,247	-
6か月間の総提供食数(※)	500,924	5,040,427	5,541,351	-
1食あたりの平均金額	530.4	398.3	410.2	-

(※) 食事提供に係る人件費に1円以上と回答した事業所の(利用者への6月総提供食数+職員への6月総提供食数)

表5-2 6か月間の食材料費

	児童発達	日中活動	計	%
100万円以下	21	171	192	15.1
100万円超～200万円以下	47	389	436	34.4
200万円超～300万円以下	26	216	242	19.1
300万円超～400万円以下	1	68	69	5.4
400万円超～500万円以下	1	25	26	2.1
500万円超～1,000万円以下	0	18	18	1.4
1,000万円超	0	2	2	0.2
無回答	15	268	283	22.3
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の食事提供にかかる食材料費総額	153,303,050	1,690,675,804	1,843,978,854	-
6か月間の食事提供にかかる食材料費平均金額	1,596,907	1,901,773	1,872,060	-
6か月間の総提供食数(※)	525,512	5,128,892	5,654,404	-
1食あたりの平均金額	291.7	329.6	326.1	-

(※) 食材料費に1円以上と回答した事業所の(利用者へ6月総提供食数+職員への6月総提供食数)

表5-3 6か月間の食事提供にかかる費用の合計額

	児童発達	日中活動	計	%
100万円以下	4	58	62	4.9
100万円超～200万円以下	11	167	178	14.0
200万円超～300万円以下	16	218	234	18.5
300万円超～400万円以下	21	216	237	18.7
400万円超～500万円以下	16	146	162	12.8
500万円超～1,000万円以下	29	216	245	19.3
1,000万円超	3	36	39	3.1
無回答	11	100	111	8.8
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の食事提供にかかる食費総額	429,330,836	4,170,354,098	4,599,684,934	-
6か月間の平均金額	4,293,308	3,945,463	3,975,527	-
6か月間の総提供食数(※)	535,041	5,917,124	6,452,165	-
1食あたりの平均金額	802.4	704.8	712.9	-

(※) 総額に1円以上と回答した事業所の(利用者への6月総提供食数+職員への6月総提供食数)

★食事提供に係る費用の合計額は、食材料費と人件費の合計額だけでなく、委託のみの場合なども含まれる

## 6. 食事提供に係る収入の状況 (H27. 4月～H27. 9月の6か月間)

この設問では、当該6か月間における食事提供に係る収入状況を調べてみた。収入としては、①当該期間における利用者から徴収した食材料費の総額(表6-1)、②当該期間の食事提供体制加算の総額(表6-2)、③当該期間の食事提供体制加算対象外の利用者から徴収した人件費充当分の総額(表6-3)、④当該期間に職員から徴収した食費の総額(表6-4)の4つであり、その総合計(表6-5)は、3,416,460,235円であった。この総合計額を利用者・職員への当該期間の総提供食数で割り返すと、当該期間における1食あたりの平均収入額は529.3円(児童発達支援センター474.1円、日中活動事業所534.3円)となった。

表6-1 6か月間に利用者から徴収した食材料費の総額

	児童発達	日中活動	計	%
0円	5	13	18	1.4
100万円以下	63	419	482	38.0
100万円超～200万円以下	25	502	527	41.6
200万円超～300万円以下	3	94	97	7.6
300万円超～400万円以下	0	14	14	1.1
400万円超～500万円以下	0	3	3	0.2
500万円超～1,000万円以下	1	0	1	0.1
1,000万円超	0	0	0	0.0
無回答	14	112	126	9.9
計	111	1,157	1,268	100
6か月間に利用者から徴収した食材料費総額	79,644,442	1,276,247,303	1,355,891,745	-
6か月間の平均金額	821,077	1,221,289	1,187,296	-
6か月間の総提供食数	360,662	4,598,271	4,958,933	-
1食あたりの平均金額	220.8	277.5	273.4	-

★利用者に1食以上提供した事業所のうち食費総額（人件費+食材料費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表6-2 6か月間における食事提供体制加算の総額

	児童発達	日中活動	計	%
100万円以下	42	383	425	33.5
100万円超～200万円以下	47	541	588	46.4
200万円超～300万円以下	3	88	91	7.2
300万円超～400万円以下	0	11	11	0.9
400万円超～500万円以下	0	5	5	0.4
500万円超～1,000万円以下	0	5	5	0.4
1,000万円超	1	0	1	0.1
無回答	18	124	142	11.2
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の食事提供体制加算の総額	106,026,155	1,295,796,329	1,401,822,484	-
6か月間の平均金額	1,140,066	1,254,401	1,244,958	-
6か月間の総提供食数	373,064	4,643,748	5,016,812	-
1食あたりの平均金額	284.2	279.0	279.4	-

★利用者に1食以上提供した事業所のうち食費総額（人件費+食材料費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表6-3 6か月間に食事提供加算の対象外の利用者から人件費充当分を徴収した総額

	児童発達	日中活動	計	%
0円	51	706	757	59.7
100万円以下	35	185	220	17.4
100万円超～200万円以下	0	2	2	0.2
無回答	25	264	289	22.8
計	111	1,157	1,268	100
6か月間に加算対象外利用者から徴収した人件費充当総額	4,032,552	14,662,722	18,695,274	-
6か月間の平均金額	46,890	16,420	19,096	-

★利用者に1食以上提供した事業所のうち食費総額（人件費+食材料費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表6-4 6か月間に職員から徴収した食費の総額

	児童発達	日中活動	計	%
0円	19	118	137	10.8
100万円以下	67	756	823	64.9
100万円超～200万円以下	6	102	108	8.5
200万円超～300万円以下	5	16	21	1.7
300万円超～400万円以下	0	4	4	0.3
400万円超～500万円以下	1	3	4	0.3
500万円超～1,000万円以下	0	3	3	0.2
1,000万円超	0	3	3	0.2
無回答	13	152	165	13.0
計	111	1,157	1,268	100
6か月間に職員から徴収した食費総額	63,966,219	576,084,513	640,050,732	-
6か月間の平均金額	652,717	573,218	580,282	-
6か月間の総提供食数	161,591	1,248,960	1,410,551	-
1食あたりの平均金額	395.9	461.3	453.8	-

★職員に1食以上提供した事業所のうち食費総額（人件費+食材費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

表6-5 6か月間の食費に関する総収入額

	児童発達	日中活動	計	%
100万円以下	15	68	83	6.5
100万円超～200万円以下	22	240	262	20.7
200万円超～300万円以下	36	278	314	24.8
300万円超～400万円以下	12	249	261	20.6
400万円超～500万円以下	9	115	124	9.8
500万円超～1,000万円以下	3	95	98	7.7
1,000万円超	2	7	9	0.7
無回答	12	105	117	9.2
計	111	1,157	1,268	100
6か月間の食費に関する総収入額（※）	253,669,368	3,162,790,867	3,416,460,235	-
6か月間の平均金額	2,562,317	3,006,455	2,968,254	-
6か月間の総提供食数	535,041	5,919,673	6,454,714	-
1食あたりの平均金額	474.1	534.3	529.3	-

（※）は、3か月間の利用者負担（食材実費）+食事提供体制加算+加算対象外からの人件費+職員負担額の合計

★食費総額（人件費+食材費含む）に回答のあった事業所を選択して集計

ここで、前述の当該期間における1食あたりの支出額と比較すると、全体では1食あたり▲183.6円（児童発達支援センターでは▲328.3円、日中活動事業所では▲170.5円）となることがわかった。（表6-6）

ここで着目すべきは、差額よりも一食あたりの支出額であろう。仮に食事提供体制加算が無くなると、利用者の食事にかかる負担は、児童発達支援センターで月平均16,610円、日中活動事業所では15,647円、全体では15,684円となる。全国の就労継続支援B型事業所の平均月額工賃を上回る食費負担は随所に影響を及ぼすことが予測できる。

表6-6

	児童発達	日中活動	全 体
1食あたりの収入額	474.1円	534.3円	529.3円
1食あたりの支出額①	802.4円	704.8円	712.9円
1食あたりの差額②	▲ 328.3円	▲ 170.5円	▲ 183.6円
1か月あたりの差額 (②×月平均日数※)	▲ 6,795.8円	▲ 3,785.1円	▲ 4,039.2円
加算なしの食費負担月額 (②×月平均日数※)	16,610円	15,647円	15,684円

※1か月あたりの平均開所日数で計算（児童発達20.7日，日中活動22.2日，全体22.0日）

## 7. 27年度からの食事提供体制加算減額（420円→300円）への事業所対応

表7は，食事提供体制加算を取得している事業所における当該加算の減額への対応について表したものである。加算を取得している1,268事業所のうち1,059か所から有効回答を得た。その他を除くと，多い順に「食事提供に係る経費を全く削減せずに，すべて事業所で負担」498か所（39.3%），「減額に対しての特別な対応等はしていない」241か所（19.0%），「食事提供に係る経費の一部を削減したが不足分は事業所で負担」143か所（11.3%），「減額相当分の経費，すべてを削減（コストカット）」12か所（0.9%）であった。

当該調査によるこれまでの分析から，食事提供に係る収支バランスはマイナスとなっていることは明白であり，この設問の結果である上位3位までの904か所（71.3%），全体の約4分の3近くの事業所が減額相当額を利用者に求めることなく事業所で負担していることがわかった。

表7 食事提供体制加算減額への当該事業所の対応

	児童発達	日中活動	計	%
減額相当分の経費，すべてを削減（コストカット）	0	12	12	0.9
食事提供に係る経費の一部を削減したが不足分は事業所で負担	11	132	143	11.3
食事提供に係る経費を全く削減せずに，すべて事業所で負担	39	459	498	39.3
減額に対しての特別な対応等はしていない	28	213	241	19.0
その他	14	151	165	13.0
無回答	19	190	209	16.5
計	111	1,157	1,268	100

## 【補足給付及び重度障害者支援加算に関する調査結果】

この調査は、当協会が経年的に実施している「全国知的障害児者施設・事業所実態調査（27年度）」に調査票A別紙として同封し、入所系事業所（重度障害者支援加算については障害者支援施設のみ）に実施した調査結果である。

全国の当協会会員事業所となっている障害者支援施設及び障害児入所施設（福祉型・医療型）1,830か所に調査用紙を送付し、1,297か所から回答を得た（回収率70.9%）。

事業所の種類	送付数	提出数	回収率（%）
障害者支援施設	1,591	1,124	70.6
障害児入所施設	239	173	72.4
計	1,830	1,297	70.9

### 1. 補足給付に関する調査結果

#### (1) 入所者1人あたりの食費・光熱水費の状況

表8は、入所者1人あたりの食費（食材料費+食事提供にかかる人件費）の月額について示したものである。障害児入所施設、障害者支援施設ともに、40,001円～50,000円が一番多く、全体の77.5%を占めている。また、1人あたりの平均金額は、45,525.7円であった。

表8 入所者1人あたりの食費（食材料費+食事提供に係る人件費）

（月額）

	障害児入所施設	障害者支援施設	計	%
～10,000円以下	0	0	0	0
10,001円～20,000円	1	5	6	0.5
20,001円～30,000円	4	15	19	1.5
30,001円～40,000円	16	38	54	4.2
40,001円～50,000円	120	885	1,005	77.5
50,001円以上	11	83	94	7.2
無回答	21	98	119	9.2
計	173	1,124	1,297	100
1人あたりの平均金額	45,687.3	45,501.8	45,525.7	-

表9は、入所者1人あたりの高熱水費の月額を示したものである。8,001円～10,000円が41.6%が一番多く、次いで10,001円以上（26.8%）となっており、両項目を合わせると全体の68.3%を占めている。また、1人あたりの平均金額は、「障害児入所施設」が10,528.0円で、「障害者支援施設」の9,426.5円を上回っていた。

表9 入所者1人あたりの光熱水費

(月額)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計	%
～2,000円以下	0	5	5	0.4
2,001円～4,000円	1	38	39	3.0
4,001円～6,000円	18	124	142	10.9
6,001円～8,000円	14	109	123	9.5
8,001円～10,000円	71	468	539	41.6
10,001円以上	58	289	347	26.8
無回答	11	91	102	7.9
計	173	1,124	1,297	100
1人あたりの平均金額	10,528.0	9,426.5	9,575.8	-

表10は、入所者1人あたりの食費と光熱水費の合計月額を示したものであるが、50,001円～60,000円が81.7%と一番多く、60,001円以上を合わせると、全体の87.0%を占めている。

また、補足給付の基準費用額である53,500円を超える事業所は389か所（30.0%）で、負担限度額を超えて事業所が利用者から負担を取った場合には補足給付は支給されないことから、これらの事業所においては、不足分について全て事業所が負担していることが推測される。

表10 入所者1人あたりの食費・光熱水費の合計

(月額)

	障害児入所施設	障害者支援施設	計	%
～10,000円以下	0	1	1	0.1
10,001円～20,000円	0	1	1	0.1
20,001円～30,000円	1	5	6	0.5
30,001円～40,000円	4	11	15	1.2
40,001円～50,000円	16	34	50	3.9
50,001円～60,000円	124	936	1,060	81.7
60,001円～70,000円	4	35	39	3.0
70,001円以上	9	21	30	2.3
無回答	15	80	95	7.3
計	173	1,124	1,297	100
1人あたりの平均金額	55,720.8	54,733.4	54,862.5	-

※補足給付の基準額53,500円を超える事業所は、389事業所（30.0%）あった。

なお、53,500円と回答した事業所は177事業所（13.6%）あった。

## (2) 補足給付の基準費用額見直しによる事業所の対応

表11は、補足給付の基準費用額が58,000円から53,500円となった平成27年4月からの、事業所の対応について問うたものである。この調査からは「基準額の見直し前から、実際にかかる費用が53,500円以下の事業所」がどの程度あったのかは読み取れないが、少なくとも935か所（72.1%）は、この見直しによって何らかの対応をはかったことが分かる。この935施設で見た場合、「食費及び光熱水費の一部をコストカットしたが不足分は事業所で負担している」と答えた事業所が一番多く、486施設（52.0%）で、次いで「食費及び光熱水費を全く削減せずに全てを事業所で負担している」が396施設（42.4%）となっている。

このことからみても、今回の見直しにより、多くの事業所がコストカット等の経営努力をしつつも、

当面の利用者への処遇低下は避けるべく、不足分については事業所が負担している状況が読み取れるが、長期的にみた場合、運営的に何らかの支障をきたすことが危惧される。

表11 補足給付の基準額が58,000円から53,500円となったことによる事業所の対応

	障害児入所施設	障害者支援施設	計	%
減額相当分の経費、すべてを削減（コストカット）	6	47	53	4.1
食費及び光熱水費の一部を削減したが不足分は事業所で負担	59	427	486	37.5
食費及び光熱水費を全く削減せずに、すべて事業所で負担	34	362	396	30.5
減額に対しての特別な対応等はない	33	152	185	14.3
その他	12	40	52	4.0
無回答	29	96	125	9.6
計	173	1,124	1,297	100

## 2. 重度障害者支援加算に関する調査結果

### (1) 重度障害者支援加算の算定要件変更による加算の取得状況

表12は、重度障害者支援加算の取得状況について示したものである。加算を取得している事業所が515か所（45.8%）、取得していない事業所が437か所（38.9%）となっているが、無回答も172か所（15.3%）あり、加算自体の理解が低い、もしくは過渡期にあって困惑している状況があると推測される。

表12 重度障害者支援加算の算定要件変更による加算の取得状況

	障害者支援施設	%
加算を取得している	515	45.8
加算を取得していない	437	38.9
無回答	172	15.3
計	1,124	100

### (2) 加算を取得している事業所の算定要件変更による影響

表13は、「加算を取得している」と回答した事業所に対して、算定要件の変更による影響について問うたものである。

最も多かったのは「算定要件見直し前に比べ取得していた本加算による収入が減った」と答えた事業所で、225か所（43.7%）であった。しかし、その反面で、「収入が増えた」と答えている事業所が次いで多く、155か所（30.1%）あったことにも注目される。

加算を取得するための方策として、「新たな人員配置」や「勤務体系（シフト）の大幅な組み直し」等の努力が、ある一定数みられており、実際の現場の現状として、厳しい勤務体制による職員への負担増や、日中の支援体制が手薄になっていないか等が懸念される。

表13 加算を取得している事業所の算定要件変更による影響 (重複回答・下段は%)

	障害者支援施設
特別の影響はなかった	130 25.2
新たに人員を配置することになった	62 12.0
勤務体系（シフト）を大幅に組みなおすことになった	51 9.9
算定要件見直し前に比べ取得していた本加算による収入が減った	225 43.7
算定要件見直し前に比べ取得していた本加算による収入が増えた	155 30.1
当該加算を対象とする利用者の申請数を減らした	42 8.2
当該加算を対象とする利用者の申請数を増やした	82 15.9
その他	48 9.3
加算を取得している事業所数	515

### (3) 加算を取得していない事業所の算定要件変更による影響

表14は、「加算を取得していない」と回答した事業所に対して、算定要件の変化による影響について問うたものである。437事業所の内、104か所（23.8%）が「今まで取得していたが、算定要件の変更により加算が取得できなくなった」と回答している。

具体的に、どの要件がネックとなったかは今回の調査では読み取れない。

表14 加算を取得していない事業所の算定要件変更による影響 (重複回答・下段は%)

	障害者支援施設
算定要件見直し前から加算を取得していなかった	272 62.2
今まで取得していたが、算定要件の変更により取得できなくなった	104 23.8
加算を取得していない事業所数	437

# 調査票 A

## 全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

《留意事項》

1. 本調査は1事業所につき1調査としています。  
 当該事業所全体の状況について、事業所単位 でご作成ください。
  - ①日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。  
 「I 施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。  
 (短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)
  - ②日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。  
 例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)
  - ③日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。  
 例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(日中活動+施設入所支援として1部)  
 例3：日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(日中活動+施設入所支援として1部)
2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成27年10月1日現在でご回答ください。
3. 本調査の結果は、統計的に処理するためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

**I 施設・事業所概要** ※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分はご記入ください。)

施設・事業所の名称					
施設・事業所の種類		<b>【施設・事業所の種類】</b> <input type="radio"/> 01.障害児入所施設(福祉型・医療型) <input type="radio"/> 02.児童発達支援センター <input type="checkbox"/> 03.日中活動 <input type="checkbox"/> 04.日中活動+施設入所支援			
	※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。	<b>【日中活動の内訳】</b> ※実施する日中活動のすべての□にシ点を記入してください <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練・機能訓練) <input type="checkbox"/> 自立訓練(宿泊型) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型			

定員	(日中)	人	現 在 員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		
利用率(平成27年7~9月までの3か月間) ※少数第一位(第二位を四捨五入)まで回答のこと				(日中)	%	※利用率=3か月の延べ利用者数÷定員÷3か月の開所日数×100 ※3か月間に定員が変わった場合、変わった月から3か月間で回答のこと 例)8月に変わった場合、8~10月の3か月間	
				(夜間)	%		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々ご記入ください。  
 ※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数(短期入所事業等は除く)をご記入ください。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数をご記入ください。

施設コード	
-------	--

## II 事業所の運営状況

### 1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援を実施する事業所は除く）のみご記入ください。

平成26年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
--------------	---	--------------------------------------	----

### 2. 職員の数と構成

※職員 1 名 1 職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上してください。

※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、

『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、

『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数をご記入ください。

※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入してください。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）

職種名	配置義務員数	①常勤専従 (換算数不要)	②常勤兼務	③非常勤		
				常勤兼務の換算数	非常勤の換算数	
①施設長・管理者	人			.	.	
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者				.	.	
直接支援職員		③保育士			.	.
		④生活支援員・児童指導員			.	.
		⑤職業指導員・就労支援員			.	.
		⑥看護師（准看護師を含む）・保健師			.	.
		⑦その他 (O.T(作業療法士)、S.T(言語聴覚士)、P.T(理学療法士)、心理担当職員等)			.	.
⑧医師				.	.	
⑨管理栄養士				.	.	
⑩栄養士				.	.	
⑪調理員				.	.	
⑫送迎運転手				.	.	
⑬事務員				.	.	
⑭その他職種( )				.	.	
合計		人	人	人	人	

### 3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

※すべての職員についてご記入ください。※計の数字はそれぞれ合わせてください。

※『正規』には雇用期間の定めのない常勤の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数をご記入ください。

例)雇用の契約更新等ある方は『非正規』に計上してください。

[1]年齢と性別	年齢区分		20歳未満	20代	30代	40代	50代	65歳未満	65歳以上	計
	男	正規								
非正規										
女	正規									
	非正規									
計	正規	人	人	人	人	人	人	人	人	★ 人
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	人	☆ 人

[2]同一法人内での勤務年数	勤務年数		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
	男	正規							
非正規									
女	正規								
	非正規								
計	正規	人	人	人	人	人	人	人	★ 人
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	☆ 人

#### 4. 職員の勤務状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみご記入ください。

夜間の勤務形態	<input type="checkbox"/> ①夜勤体制のみ	夜間（1日）職員_____人
	<input type="checkbox"/> ②夜勤体制と宿直体制併用	夜間（1日）職員_____人（夜勤_____人、宿直_____人）

#### 5. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物についてご記入ください。

老朽化等による建替えの必要性	<input type="checkbox"/> ①ある → 築 [ _____ ] 年	<input type="checkbox"/> ②ない	<input type="checkbox"/> ③現在建て替え中
----------------	--	------------------------------	-----------------------------------

#### 6. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援のみご記入ください。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況をご記入ください。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	室	室	室	室	室	室

### Ⅲ 加算・減算の状況

#### 主な加算・減算の状況

※平成27年10月1日～10月31日の状況でご記入ください。

各種加算・減算の状況 (該当のすべてを選択のこと)	共通	<input type="checkbox"/> ①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
		<input type="checkbox"/> ②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
		<input type="checkbox"/> ③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
		<input type="checkbox"/> ④福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
		<input type="checkbox"/> ⑤福祉・介護職員処遇改善特別加算
		<input type="checkbox"/> ⑥福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
		<input type="checkbox"/> ⑦福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
		<input type="checkbox"/> ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
	入所系	<input type="checkbox"/> ⑨夜勤職員配置体制加算
		<input type="checkbox"/> ⑩重度障害者支援加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ⑪重度障害者支援加算（Ⅱ）
	生活介護	<input type="checkbox"/> ⑫人員配置体制加算（職員数 対 利用者数） → <input type="checkbox"/> ①（1対1.7） <input type="checkbox"/> ②（1対2.0） <input type="checkbox"/> ③（1対2.5）
	通所系	<input type="checkbox"/> ⑬食事提供体制加算
<input type="checkbox"/> ⑭送迎加算 →（_____人）（うち重度加算対象の方_____人）		
<input type="checkbox"/> ⑮延長支援加算		
<input type="checkbox"/> ⑯開所時間減算		

### Ⅳ 事業所の取り組み

#### 1. 虐待防止への対応

[1]虐待防止に関する責任者	<input type="checkbox"/> ①設置している	<input type="checkbox"/> ②設置していない
[2]組織（虐待防止委員会等）	<input type="checkbox"/> ①設置している → 委員会組織への第三者の参画 → <input type="checkbox"/> ①参画している <input type="checkbox"/> ②参画していない <input type="checkbox"/> ②設置していない	
[3]虐待防止マニュアル等の作成	<input type="checkbox"/> ①作成している → <input type="checkbox"/> ①周知・活用している <input type="checkbox"/> ②周知・活用していない <input type="checkbox"/> ②作成していない	
[4]虐待防止に関する研修	<input type="checkbox"/> ①実施している	<input type="checkbox"/> ②実施していない

2. 短期入所の状況

[1]短期入所の実施	<input type="checkbox"/> ①行っている → 事業の種類 → <input type="checkbox"/> ①併設事業所（定員____人） <input type="checkbox"/> ②空床利用型事業所（定員____人） ※単独型事業所は本調査対象外といたします  <input type="checkbox"/> ②行っていない									
[2]利用実績（平成27年4～9月までの6か月間）	利用実人数____人					利用件数（延べ）★____件				
[3]上記6か月間の利用件数（延べ）★の内訳 ※★の印は同じ数字になるようにしてください	1泊2日	2泊3日	3～4泊	5～6泊	7～9泊	10～14泊	15～19泊	20泊以上	30日	計(件)
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	★ 件
[4]一回の利用に20泊以上される方の理由（複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①障害者支援施設への入所待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ②グループホームへの入居待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ③その他福祉施設等への入所待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ⑤本人の健康状態の維持管理のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ⑥その他（____件） [ ]									

V 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

資格取得（資格取得の促進を含む）・処遇の状況

[1]職員の資格取得状況（重複計上可）	保有資格		人数	保有資格		人数
	①介護福祉士		人	⑤知的障害援助専門員		人
	②社会福祉士		人	⑥知的障害福祉士		人
	③精神保健福祉士		人	⑦介護職員初任者研修修了（旧：ヘルパー1級、2級）		人
	④保育士		人	⑧その他（____）		人
[2]取得を促進している資格（複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①介護福祉士	<input type="checkbox"/> ②社会福祉士	<input type="checkbox"/> ③精神保健福祉士	<input type="checkbox"/> ④保育士		
	<input type="checkbox"/> ⑤知的障害援助専門員	<input type="checkbox"/> ⑥知的障害福祉士	<input type="checkbox"/> ⑦介護職員初任者研修修了	<input type="checkbox"/> ⑧その他（____）		
[3]資格取得への支援・処遇の内容（複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → <input type="checkbox"/> ①全額補助 <input type="checkbox"/> ②一部補助 <input type="checkbox"/> ③その他（____） <input type="checkbox"/> ②給与への反映（具体的内容：____） <input type="checkbox"/> ③昇進等処遇への反映（具体的内容：____） <input type="checkbox"/> ④その他（____）					

## 通所系事業所のみ回答

## 調査票 A 別紙

### 《食事提供体制加算について》

※調査基準日：平成27年10月1日現在 ※すべての設問において検食を含めてカウントして下さい。  
 ※この設問は通所系事業所（施設入所支援との併設は除く）のみ回答して下さい。

#### 1. 食事提供体制加算の取得状況

事業所での食事提供体制加算の取得状況	<input type="checkbox"/> ①算定している → 算定者数 _____ 人
	<input type="checkbox"/> ②算定していない → ②にチェックを入れた事業所は以下すべての回答は不要です

#### 2. 利用者の人数（平成27年10月の1か月間）

一日当たりの平均利用者数	_____ 人
--------------	---------

#### 3. 調理業務の委託について

[1] 昼食の提供状況	<input type="checkbox"/> ①すべて自前で調理し提供している <input type="checkbox"/> ②調理業務を委託し提供している → [2]へ
[2] 委託の形態について （該当するものを選択のこと）	<input type="checkbox"/> ①調理業務全般を業務委託 <input type="checkbox"/> ②主食（米飯）と味噌汁（スープ類）以外を業務委託 <input type="checkbox"/> ③その他（ _____ ）

#### 4. 食事提供利用状況（平成27年4～9月の6か月間）

[1] 6か月間の事業所の総開所日数	_____	日		
[2] 6か月間の事業所で利用者に提供した総提供食数	_____	食		
[3] 6か月間の事業所で職員に提供した総提供食数	_____	食		
[4] 6か月間の特別食を提供した食数（重複計上可）※その他は「アレルギー源を除いた食事」を含む				
	きざみ食	流動食	離乳食	その他
	食	食	食	食

#### 5. 食事提供に係る費用の状況（平成27年4～9月の6か月間）※<sup>1</sup>

[1] 6か月間の食事提供に係る人件費※ <sup>2</sup>	_____	円
[2] 6か月間の食材料費	_____	円
[3] 計（[1]+[2]）※ <sup>3</sup>	_____	円

※<sup>1</sup> 事業所で職員に食事を提供した場合は、その費用も含めてください

※<sup>2</sup> 食事提供に要した栄養士・調理員等の人件費総額（含む賞与・法定福利費）、又は、調理業務委託費。調理業務を業者に委託している事業所は自前で配置している栄養士の人件費も含めてください。

※<sup>3</sup> 食事提供にかかる費用が上記[1][2]にわけられない場合やすべて委託の場合、[3]に総額をご記入ください。

#### 6. 食事提供に係る収入の状況（平成27年4～9月の6か月間）

[1] 6か月間に利用者から徴収した食材料費の総額	_____	円
[2] 6か月間における食事提供体制加算の総額	_____	円
[3] 6か月間に食事提供体制加算の対象外の利用者から人件費充当分を徴収した総額	_____	円
[4] 6か月間の職員から徴収した食費（食材料費+調理員等人件費）の総額	_____	円
計	_____	円

#### 7. 今年度4月から食事提供体制加算が420円から300円となったが、当該事業所の対応

<input type="checkbox"/> ①減額相当分の経費すべてを削減（コストカット）
<input type="checkbox"/> ②食事提供に係る経費の一部を削減したが不足分は事業所で負担
<input type="checkbox"/> ③食事提供に係る経費を全く削減せずに、不足分はすべて事業所で負担
<input type="checkbox"/> ④減額に対しての特別な対応等はしていない
<input type="checkbox"/> ⑤その他（ _____ ）

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。 → 施設コード \_\_\_\_\_



# 調査票 B

## 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

(平成27年10月1日現在)

《留意事項》

記入責任者 氏 名	職 名
--------------	-----

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。

①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過的施設入所支援」、「経過的生活介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例1：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護を実施  
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）

②日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例2：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施  
→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

③日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例3：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成  
（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例4：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成  
（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

④従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて**平成27年10月1日現在**でご回答ください。

3. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

施設・事業所の名称		電 話			
上記の所在地					
経営主体の名称					
施設・事業の種類  ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）                      02. 児童発達支援センター                      11. 療養介護                      12. 生活介護                      13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練）                      14. 自立訓練（宿泊型）                      15. 就労移行支援                      16. 就労継続支援A型                      17. 就労継続支援B型                      18. 施設入所支援                 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     20. 多機能型                      20-11. 療養介護                      20-12. 生活介護                      20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練）                      20-14. 自立訓練（宿泊型）                      20-15. 就労移行支援                      20-16. 就労継続支援A型                      20-17. 就労継続支援B型                 </td> </tr> </table> <p>※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。</p>			01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援A型 17. 就労継続支援B型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援A型 20-17. 就労継続支援B型
01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援A型 17. 就労継続支援B型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援A型 20-17. 就労継続支援B型				

[1]定員	人	開設年月		移行年月	
-------	---	------	--	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[2] 現在員 (1), (2), (4) の男女別人員計 は一致すること	(1) 契約・措置利用者数 (合計)							①男 ★	人	②女 ☆	人	計 ●	人				
	(2) 年齢別在籍者数																
	年齢	① 2歳 以下	② 3～ 5歳	③ 6～ 11歳	④ 12～ 14歳	⑤ 15～ 17歳	⑥ 18～ 19歳	⑦ 20～ 29歳	⑧ 30～ 39歳	⑨ 40～ 49歳	⑩ 50～ 59歳	⑪ 60～ 64歳	⑫ 65～ 69歳	⑬ 70～ 74歳	⑭ 75～ 79歳	⑮ 80歳 以上	計
	1.男																★
	2.女																☆
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
	(3) 平均年齢							歳	※小数点第2位を四捨五入すること								
	(4) 利用・在籍年数別在籍者数 ※現事業における利用・在籍年数で計上のこと ※「施設入所支援」、「障害児入所施設（福祉型・医療型）」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在籍年数	① 0.5年 未満	② 0.5～1 年未満	③ 1～2 年未満	④ 2～3 年未満	⑤ 3～5 年未満	⑥ 5～10 年未満	⑦ 10～15 年未満	⑧ 15～20 年未満	⑨ 20～30 年未満	⑩ 30～40 年未満	⑪ 40年 以上	計				
	1.男																★
	2.女																☆
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
	[3] 障害支援区分別在籍者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと							非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計	
								人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
[4] 療育手帳程度別在籍者数 ※[2]の人員計と一致すること							最重度・重度		中軽度		不所持・不明		計				
							人		人		人		● 人	人			
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者 実数 ○ 人	手帳に記載の 障害の内訳 ※重複計上可		①視覚	②聴覚	③平衡	④音声・言語又は 咀嚼機能	⑤肢体不自由	⑥内部障害							
		人			人	人	人	人	人	人							
[6] 身体障害者手帳程度別在籍者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること			1級	2級	3級	4級	5級	6級	計								
			人	人	人	人	人	人	○ 人								
[7] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ記入のこと		1. 自閉スペクトラム症 (広汎性発達障害、自閉症など)			人	4. てんかん性精神病			人	※「5. その他」の欄に「精神遅滞」は計上しないこと							
		2. 統合失調症			人	5. その他 (強迫性、心因反応、神経症様反応など)			人								
		3. 気分障害 (周期性精神病、うつ病性障害など)			人	計			人								
[8] 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 ※[7]によらず、精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を回答のこと				△	[9] 精神障害者保健福祉手帳の 程度別在籍者数 ※[8]の手帳所持者実数と一致すること				1級	2級	3級	計					
				人	人				人	人	人	△ 人					
[10] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数					人	[11] 認知症の状況 ※医師により認知症と診断されている人数					人						
[12] 地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数 ※下記[13]①～⑥の利用者が対象となります ※「施設入所支援」「自立訓練（宿泊型）」のみ記入のこと																	
[13] 矯正施設を退所した利用者数																	
①刑務所		②少年刑務所		③拘置所		④少年院		⑤少年鑑別所		⑥婦人補導院		計					
人		人		人		人		人		人		人					
[14] 執行猶予・不起訴等となった利用者数				保護観察付執行猶予			執行猶予			不起訴・起訴猶予			計				
				人			人			人			人				

[15] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[15]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[15]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[15]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[16] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるものみ計上すること ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理	人	13. 浣腸（市販の物以外の座薬も含む）	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2（ポートも含む）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	14. 摘便	人	
	3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	15. じょく瘡の処置	人	
	4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法	人	16. 疼痛の管理（がん末期のペインコントロール）	人	
	5. 吸入	人	11. 導尿	人	計	人	
	6. 人工呼吸器の管理 ※4（侵襲、非侵襲含む）	人	12. カテーテルの管理（ Condom・留置・膀胱ろう）	人			
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理						
[17] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・児童発達支援センターのみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと	人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする				
[18] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業所のみ回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	人	5. 福祉ホーム	人			
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6. 施設入所支援	人			
	3. グループホーム・生活寮等	人	7. その他	人			
	4. 自立訓練（宿泊型）	人	計	●	人		
[19] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「施設入所支援」のみ回答のこと ※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動	人					
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動	人					
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	人					
	4. その他の日中活動の場等で活動	人					
計					●	人	

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[20]ーA 入所前（利用前）の状況 ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと				イ. 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		13.精神科病院		1.家庭のみ		13.老人福祉・保健施設	
2.アパート等(主に単身)		14.施設入所支援		2.一般就労		14.一般病院・老人病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		15.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		15.精神科病院(入院)	
4.社員寮・住み込み等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		16.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		17.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		17.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎				6.小中学校		18.自立訓練	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.その他の学校		19.就労移行支援	
8.児童養護施設				8.保育所・幼稚園		20.就労継続支援 A 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.障害児入所施設(福祉型・医療型)		21.就労継続支援 B 型	
10.救護施設				10.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		22.地域活動支援センター等	
11.老人福祉・保健施設				11.児童養護施設		23.少年院・刑務所等の矯正施設	
12.一般病院・老人病院				12.救護施設		24.その他・不明	
		計				計	

[20]ーB 退所後（契約・措置解除後）の状況				イ. 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		14.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		15.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		16.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		17.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		18.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所		6.小中学校		19.就労移行支援	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.その他の学校		20.就労継続支援 A 型	
8.児童養護施設				8.保育所・幼稚園		21.就労継続支援 B 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.障害児入所施設(福祉型・医療型)		22.地域活動支援センター等	
10.救護施設				10.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		23.少年院・刑務所等の矯正施設	
11.老人福祉・保健施設				11.児童養護施設		24.その他・不明	
12.一般病院・老人病院				12.救護施設		小計	
13.精神科病院				13.老人福祉・保健施設		25.死亡退所	
		計				計	

[21] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の 1 年間に調査すること									
ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと									
ハ. 「事業利用(在在)年月」の欄は、 <u>現事業(所)</u> での利用( <u>在在)</u> 期間を記入のこと									
ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること									
ホ. [20]ーB、(2)活動の場、2一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在在)年月	知的障害の程度 (別表 1 より)	年金受給の有無 (別表 2 より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表 3 より)
例	20 歳	男	2年 ヶ月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[22] 介護保険サービスへの移行状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。 イ、平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の 1 年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行時 年 齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表 4 より)	移行後の生活の場 (別表 5 より)	介護認定区分 (別表 6 より)	移行・併給後に利用を開始した 別表 (5) 以外の介護保険サービス (別表 7 より) 複数選択可	移行・併給開始の理由 (別表 8 より)
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[23] 死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。  
イ、平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日の 1 年間に調査すること  
ロ、退所後 6 ヶ月程度で死亡したケースも記入すること  
ハ、[20] -B、(1) 生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時 年 齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	死亡場所 (別表 9 より)	死因 (右より選択)
1	歳				1. 病気 2. 事故 3. その他
2					
3					
4					
5					
6					

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭等	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮	4. 社員寮等	
	5. 自立訓練（宿泊型）	6. 福祉ホーム	7. その他	8. 不明	
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等	4. 社員寮・住み込み等	
	5. 知的障害者福祉ホーム	6. 施設入所支援	7. 自立訓練（宿泊型）		
	8. その他・不明				
別表 5	1. 家庭	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）	4. グループホーム（認知症対応）	
	5. 特別養護老人ホーム	6. 介護老人保健施設	7. 介護療養型医療施設		
	8. その他				
別表 6	1. 要支援 1	2. 要支援 2	3. 要介護 1	4. 要介護 2	
	5. 要介護 3	6. 要介護 4	7. 要介護 5		
別表 7	1. デイサービス・デイケア	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	3. 短期入所（ショートステイ）		
	4. 訪問看護	5. その他			
別表 8	1. 市町村等行政から 65 歳になったので移行指示があった。				
	2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた				
	3. 本人の希望により		4. 家族の希望により		5. その他
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	